
令和元年 第94回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和元年 6 月 25 日（火曜日）

議事日程（第 4 号）

令和元年 6 月 25 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1 号 平成30年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3 号 平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 第31期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認について
（専決第 1 号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第44号 新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第45号 新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第46号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 新温泉町鳥獣処理施設条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第51号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1 号 平成30年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3 号 平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告に

- ついて
- 日程第5 報告第4号 第31期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認について
(専決第1号) 新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 議案第44号 新温泉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第45号 新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第46号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 新温泉町鳥獣処理施設条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第51号 新温泉町防災行政無線(デジタル同報系)整備工事請負契約の締結について

出席議員(16名)

1番	池田宜広君	2番	太田昭宏君
3番	岩本修作君	4番	阪本晴良君
5番	森田善幸君	6番	中井次郎君
7番	重本静男君	8番	小林俊之君
9番	谷口功君	10番	宮本泰男君
11番	河越忠志君	12番	浜田直子君
13番	平澤剛太君	14番	竹内敬一郎君
15番	中村茂君	16番	中井勝君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 東 康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	田中孝幸君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	太田信明君
牧場公園園長	藤本喜龍君	総務課長	井上弘君
税務課長	長谷阪仁志君	町民安全課長	西村徹君
健康福祉課長	中田剛志君	商工観光課長	岩垣廣一君
農林水産課長	松岡清和君	建設課長	山本輝之君
上下水道課長	北村誠君	町参事	土江克彦君
浜坂病院事務長	吉野松樹君	介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野喜代美君
会計管理者	仲村秀幸君	こども教育課長	長谷阪治君
生涯教育課長	川夏晴夫君	調整担当	谷渕朝子君
代表監査委員	川崎雅洋君		

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第94回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る6月14日、議事日程等に御配慮をいただき、教育長の任命同意について御審議賜り、可決いただきました。大変ありがとうございました。

本日から西村教育長に定例会へ出席いただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議いただき、御指導を賜りましたこと厚く御礼を申し上げますとさせていただきます。

本日の定例会は、報告案4件、承認案1件、条例案7件及び事件案1件につきまして御審議をお願いするものであります。議員各位におかれましては、慎重かつ妥当なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩いたします。

午前 9 時 0 3 分休憩

午前 9 時 1 0 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しておりますので、第 94 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る 6 月 14 日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が 6 月 18 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村総務教育常任委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会、6 月 18 日に実施いたしました委員会の報告を行います。

6 月 18 日ですが、税務課、こども教育課、生涯教育課、企画課、総務課、議会事務局、6 課の所管事務調査を行いました。各課とも、質疑等のあったものを中心に報告を申し上げます。

まず、税務課であります。報告事項は 2 件ありました。

平成 30 年度町税の徴収実績であります。質問の部分で、不納欠損の内容について質問がありました。不納欠損全体で人数は 17 名で、町税が 17 名、18 名は国保税、17 名については両方、国保税も含めての不納欠損ということの内容でありました。欠損の理由としましては、生活保護であり、また収入低下、財産なしでありまして、最高額は合計で 176 万 2,965 円の欠損額でありました。個人の最高であります。

また、令和元年度ふるさと納税に係る住民税の控除であります。納税額と経費についての質問であります。ふるさと納税約 6,300 万円ですが、控除額は 1,094 万 6,479 円でありました。そのうち町民税は 658 万 7,866 円、また返礼品に係る経費約 5 割を差し引いた金額が町に残ると、そういうふうなことであります。

協議事項であります。4 件ありました。承認第 1 号、専決処分の承認であります。

これにつきましては既に内容説明は終わっていたところでありますので、新たな説明は求めませんでした。委員1名から、違法性があり、専決処分を認めることはできないとの意見の保留がありました。

採決の結果、賛成多数で承認となったものであります。

議案第46号、新温泉町税条例等の一部改正であります。町民税関係では、単身児童扶養者の非課税措置の追加と申告書記載事項の過疎化があります。また、軽自動車税では、環境性能割の税率軽減及び同賦課徴収の特例、グリーン化特例の延長というものがありません。また、法人町民税では、大法人の電子申告義務化に関する所要の措置が盛り込まれたところであります。それぞれ改正となるものであります。

採決の結果、賛成多数で承認となったところであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

続いて、議案第47号でございます。国民健康保険税条例の一部改正であります。令和元年度国保税の税率改正が主でありました。国保世帯は2,077世帯、前年対比54世帯の減であります。概要として、賦課限度額93万円を96万円に、低所得者世帯に対する均等割、平等割の減額の基準額の引き上げ、減額対象者が結局最終的には拡大になるという内容でありました。5,000万円の基金を繰り入れし、全体では1世帯当たり14万4,293円、前年対比3,310円の減、1人当たりでは9万6,719円で、前年対比76円の減、3期連続の減額となるものでございます。

採決の結果、賛成多数で承認となりました。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 先ほどの46号議案も47号議案も、賛成多数じゃなくて全員賛成でしたよ。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） おっしゃいますとおりです。全員賛成でありました。結果的には多数であります。

また、議案第56号、一般会計補正予算（第1号）につきましては、全員の賛成のもとで承認いたしました。委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、こども教育課であります。報告事項は13件ありました。

主な議論を紹介いたします。不登校の報告があるが、いじめの件数の報告がないということに対して、いじめは4月段階で小学校1件、中学校3件。今後については報告していきたい。

学校給食の給食時間には問題ないのか。他の例で時間が短くて給食が食べ切れない、よう残すと。そんなことが全国的にはあるようであります。それに対して、本町、給食時間は全体把握はしていないが、食べる時間は大体20分程度は持っているということでありました。全体での調査もしてみるとということであります。

子ども議会の対象はということがありまして、中学3年生全員が対象である。また、トライやる・ウィークの温泉地域の受け入れが少ない、事業所が少ないということがあ

ります。ことしは旅館でトライやる・ウィークが10連休の代替となるような期間になるということで、受け入れができなかったということ、また事業者からの応募はあったんですが、生徒からの希望がなかったと、そういうことで少なかったようであります。大型のチェーン店については、なかなか受け入れはないようであります。

それから、北小のプール移転の問題があります。安全性についてということ、また歩道橋の扱いとか学校用地、土地購入の扱いとか、この辺が質問として出ました。道路整備がまだ未確定でありまして、具体的な検討がしにくい状態にあるということ。それから歩道橋の関係については、改めて6月末ごろ説明会が持たれるようであります。また、土地購入については、十分な調査はできていないが、適当な場所があれば検討はしたいと、そういうふうなことであります。

あわせて照来小学校のプールが移転前の場所にありまして、歩いて10分以上かかる。そういう中で、今回改めて検討の必要の意見がありました。今後検討したいと、そういう扱いでありました。

大庭認定こども園の外部評価についての質問がありました。込みの契約でありましたので、はっきりはしませんけど、おおむね2カ月間を要した。また、100万円未満であったという状況であったようであります。

また、浜坂東小で複式の状態の質問がありました。2年、3年は新学習システムを活用した方式で複式を行っている。5・6年生は、専科の加配で単学級でできてる。そういうふうなことであります。それから、保護者の意見も聞いてみたいというような内容もありました。

給食費の滞納がふえているがという質問であります。滞納される方、古い部分から分割で片づけていますので、どうしても後年度の部分が残りぎみとなる。引き続き徴収の努力は続けるということであります。

トライやる・ウィークの事業で体調不良となった事例があった。対応策が不十分でなかったのかということに対して、内容については承知しているということであります。緊急時の対応をさらに改善なりをしていきたいという話でありました。

また、教室からタブレットで校務系にアクセスできる実態があるということの質問がありました。調査した結果、認識が違った部分があった。現実使わない方式で理論的分離をしている。だから、そういう指導なりは徹底していきたいということでありました。

体験教育の実績、新教育構想での目標については、各校で地域の方を招いて学習をしたり体験の授業をしてる。総合学習で共通してジオパーク館や遊覧船で地域支援の学習をしている。新しい構想では、いきいき体験1校10万円を活用し、学校単位での趣向を凝らした体験教育に取り組むと、そういう内容でありました。

協議事項は2件であります。議案第50号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。待機児童対策としての改正であります。基本的には、本町には該当する例がありません。今後もないと思える状態にあ

ります。

採決の結果、全員賛成で承認となったものであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

一般会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で承認となりました。

その他で意見が1件ありました。さきの教育長の選任議案で、選任予定者は所信表明の後に退室されたところではありますが、ケーブルテレビ録画室において議案審議の様態を視聴していた。選任予定者として、あるまじき行為であるということ、事実はどうであるかという質問がありました。答弁として、事実である。軽率な行為で反省しているということがありました。また、副町長から議長から事実関係の確認が求められておる。調査したいとの補足の答弁もあったところでもあります。

次は、生涯教育課であります。報告事項は大きく7件ありました。

文化体育館夢ホール耐震補強大規模改修等実施設計業務請負契約について概要が示され、質疑が集中したところでもあります。主な質疑内容ですが、契約内容で耐震診断の検証、精査は第三者機関がするのかという質問であります。昨年度調査結果9ポイントで、詳細な検証を行うということ。第三者でもなく、今回の契約者が行う。ちなみに昨年度、調査の契約者と同一の事務所が本年度契約者となっております。また、同僚議員の以前の指摘で第三者の評価をすべきに対して、起債事業で制約がないため、しない。類似施設11件の調査では、8割以上が未実施である。そういう答弁でありました。

しかし、国交省の事業で夢ホールを新規に建設した場合は、必要な評価である。そういう部分で再度確認したい。耐震事業では3階建て、もしくは5,000平方メートル以上が評価対象であると。今回の夢ホールは延べ1,611.78平米で、面積が該当しないので、する必要はない。文科省の補助では必要だが、今回は補助を受けていない。11施設は調査不足であった部分があり、豊岡市民会館については評価を受けていたということでありました。

また、大庭認定こども園は、同調査を実施している。町民の安全・安心の広い意味で並行作業であっても評価を受けるべきではないかということに対して、考え方の違いもあるが、有資格者の再精査や建築確認で点検ができる。安全は確保できると思われる。安全面では、耐震診断の構造計算チェックは確認検査機関で安全が確認されている。二重のチェックの後で事業が進んでおる。第三者の評価は必要ないと思われる。このような見解が示されたところでもあります。

また、この事業で中身が十分示されておられない、説明されていないということ。特に大規模改修等の内容がようわからんということ。資料を出すべきではないか。また、入札結果も出してほしいということでありました。設計後に図面は出す予定であった。現時点の状況で資料を提出する。同日、資料提供がありました。また、入札者は、町内5者、町外3者の計8者でありました。指名した者が8者、そのうち辞退者を除いて3者の入札となった。開札結果についても、同日提出をいただいたところでもあります。

その他、町民安全課を設置した結果の視点やら、落札者の意見、見解による視点、事業の規模から見ての視点、30年度調査事業と今回契約する事業とのかかわりなど多くの議論が持たれたところでもあります。結果、ある委員の意見をもとに、町長から継続で検討したいとの答弁で議論を締めたとところでもあります。

協議事項は1件でありました。一般会計補正予算（第1号）であります。

全員の賛成で承認したところでもあります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思えます。

次は、企画課であります。報告事項は大きく7件でありました。

主なものでは、新温泉町地域おこし協力隊設置要綱の一部改正があります。総務省の同要綱の隊員の任命の部分が改正されたことに伴い、改正するものであります。注目は、語学指導でJETプログラムで来日の外国青年も対象になるということ。今期2名がJETプログラムで本町に来日されます。8月5日付で採用の予定だそうです。

次に、質疑の部分ですが、地域おこし協力隊の活動状況、また活動についての制限はあるのかということでありました。現在、隊員は7名、男6名、女1名。活動はまたペーパーをもって紹介したいということでもあります。また、募集中は5名であります。隊員の活動については、同要綱3条に明記のとおりでありまして、重複した活動もあり得るという内容でありました。

次に、新温泉町地域再生協働員設置要綱の制定であります。兵庫県において地域再生協働員設置要綱が制定されました。これに伴って、町地域再生協働員設置要綱を制定するものであります。

内容は、兵庫県版の地域おこし協力隊という事業でありまして、町の申請で県が募集して、町が非常勤嘱託員として採用する。来年からは会計年度任用職員ということになるんですが、そういう方式であります。地域おこし協力隊は年を基準とした補助事業であります。この協働員は委託事業で数カ月でも対応できる小回りのきく制度であります。町としましては、牧場公園で和牛農家を目指す者を募集したいと、そのように考えている模様であります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思えます。

また、温泉活用推進事業、また風力発電事業についての質問であります。リフレッシュ館の大規模改修がこの秋から行われます。休館中の有効活用等を言われてましたが、内容はということではありますが、露天風呂を活用したイベントを予定したい。また、今年度、温泉活用事業の進捗及び温泉審議会の開催はということ、温泉お勧めパンフについてはこの秋に発行予定。ドローンについては多目的に活用していく。ふるさと教育は、プロジェクトで現在検討中であるということ。

発電等温泉事業者は、さまざまあるというか、そういう問い合わせなりがある。審議会を早くして、その辺も議論していただきたいということでありました。風力発電の先進で青森の風力発電事業があるようでもあります。この状況について質問がありましたが、情報としては持っていないと、そんな内容でありました。

また、新しい事業ですが、クールチョイス・ウォームシェア推進事業についてです。新聞に出たEV車両はクールチョイス・ウォームシェア事業のものかという質問。このEV車両2台は、PR用で無償貸与を受けている。この事業とは別のものである。今回、補正後に3台をリースして向かいたいという内容でありました。きょうの昼休みに何か御案内してくれるそうであります。

次、協議事項であります。議案第45号、新温泉町非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。先ほど申しました新温泉町地域再生協働員設置要綱に係る改正であります。これにつきましては、補正については牧場公園で説明があるということになります。

質疑の部分で、月額20万8,000円以内ということがあります。実際の適用額はいうことを聞きました。地域おこし協力隊と同額16万9,200円を報酬として出したいという答弁でありました。

採決の結果、全員賛成で承認となったものであります。委員会資料を御清覧いただければと思います。

あわせて、一般会計補正予算についても、全員の賛成で承認となりました。

次、総務課であります。報告事項は大きく5件でありました。

主なもので、新温泉町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正であります。国の毎月勤労統計の不適切な取り扱いを受けて、労災給付の追加給付となることがあるため、所要の改正を行うものであります。本町の対象者はいないとの報告でありました。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次、新温泉町決裁規程の一部改正であります。4月の組織見直しにおいて、防災安全室長、おんせん天国室長、ささゆり事務長の決裁区分を明確にし、責任の所在を明らかにするため、改正するものであります。両室長とも副課長と同程度、ささゆり事務長は病院事務長と同程度という位置づけにします。実施は本年4月1日からであります。

質疑の部分で、本会議で課長が欠席の場合、副町長に具申ということが言われた。また、補正の説明で病院の事務長がささゆりの部分の説明を行った。そういうちぐはぐな部分もあったり不合理であったりする。整理すべきではないかということですが、条例や規定にはそれぞれ経緯があるというものであります。関係の条例等を確認し、早期に整理したいと、そういう内容でありました。

その他、行政改革の件ですが、令和元年度で現在の第3次の行政改革が終了をいたします。次期については、今決算後に検討したいということ。質疑の部分で、今回行財政改革の実績集計等の資料提出がなかったが、業績チェックはどのようにしているのかという質問でありました。業務の状況は、人事評価の業績評価で行う仕組みもある。30年度行革の実績は、決算処理後9月に提出したい。そういう内容でありました。

その他、会計年度任用職員の制度については、9月条例提案の予定で現在協議を進めておる。8月に委員会の開催を願いたい。そんな申し出もあったところあります。

協議事項は6件でありました。議案第44号、新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これについては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。内容は、選挙に関する投開票の立会人とか、管理者とか、そういう方の報酬額の引き上げであります。100円から200円の引き上げとなっております。

採決の結果、全員賛成で承認としたところであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

続いて、財産区管理会の選任議案が3件ありました。議案第53号、西浜財産区管理委員及び西浜財産区補助員の選任、第54号、大庭財産区管理委員及び大庭財産区補助員の選任、第55号、八田財産区管理委員の選任については、いずれも6月30日で任期満了となるため、選任するものであります。

これに対して、質疑が1件ありました。管理会のあり方で、執行機関、会計、補助員、財産明細についてはどのようになっているのかということ。執行については、管理会が独自で行っている。会計についても、管理会が独自で会計処理をしている。委員の選任は、財産区内で推薦されて議案になっているということ。また、歴史的な管理の必要で補助員という制度も行われているようである。財産の詳細で八田財産区は条例に明記しておりますが、ほかについては明記されていないということで、掌握はできていないということでありました。ただ、毎年度、決算状況については決算統計の中で報告をいただいていると、そんな内容でありました。

採決の結果、各選任とも全員の賛成で承認としたものであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

あわせて、一般会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で承認いたしました。

また、人権擁護委員の推薦であります。諮問第1号が示されております。今定例会に提案されます。御承知いただきたいと思います。資料については前日配付、多分本日にになりますが、配付される予定であります。特に問題なく、承認したところであります。

次は、議会事務局であります。協議事項は1件でありました。

一般会計補正予算（第1号）について、全員賛成での承認となったものであります。

最後に、閉会中の継続調査8項目を議長に申し出ることいたしました。

長くなりましたが、総務教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務教育常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち協議事項について、質疑があればお願いします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 税務課のところでお尋ねをいたします。

承認第1号、専決処分の承認についてということで、専決第1号、これが協議事項に

なっておりますけども、委員長はこのことについて事前に担当課から相談があったんでしょうか。その点どのような相談、あればどういう相談があったのか、その点を聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） この専決については地方税の一部改正がありまして、それらは3月の定例会の中で、そういう改正が予定されてると。ですから、これは全国的に同じ地方税法の改正で、多くが専決処分として対応してきたし、本町も対応してまいりました。ただ、それについてはやむなしというようなことを税務課に対して申し上げました。

ただ1点、6月1日実施のふるさと納税の関係について、これはちょっと3月時点では僕も承知してなかったんですが、そういうことも出てくるということを受けて、ちょっと期間的に4月1日段階と6月1日段階の差があることから、一緒に専決するという方法もあるなとは思ったんですが、税務課から聞いた中で、最終公表が5月中になるということで、議会を開くいとまがないということに該当するのではないかというようなことも内容を聞いたときに思いましたし、実際に5月31日でしたか、総務教育常任委員会の中でも、そういう説明を受けて、やむなしというふうなことを思った部分もあります。

ただ、これちょっと答弁外ですけど、そういう期間なり工夫ができる部分があるのを安易に専決すべきではないということ、それからもしやるとすれば早い段階、わかった段階で早く情報提供してほしい。それなりに議会なりの対応なりも検討する機会も持ちたいと、そういうことで申し上げました。今後については、事が発生し次第相談したいという見解、答弁があったところであります。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 委員長として専決処分にしたほうがええとか、いや、それこそこれについては臨時議会を開いたほうがええとか、そういう判断をなさる任務はあるんでしょうか、あなたに権限が。その点だけ聞いておきます。

○議長（中井 勝君） 委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） そこまで言われると、そこまでの権限はない。ただし、両輪の中でスムーズな行政運営をすべきということやら、また内容が、町民が大きく不利益になるようなことの内容ではない。そういうところで若干、そうせえということではなしに、それもありかなと、そんなことで担当課に返した部分があったように思います。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） しつこく言いますけどね。やっぱり本来は議長なら議長にきちっとその旨を伝えて、それで、こういう話が出る。これが本来の私はあり方だと思うんです。それは担当課もやっぱり議長のところにそういう内容についてどうした

もんでしょう。これまで専決問題でやっぱり大きな議論を呼んできたわけですから、そこから辺のところは今後ぜひ気をつけてほしいなと思います。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 僕の権限外であるようでありますので、気をつけるどうのこうの、だから議長に相談してくれというふうに変えさせてもらいましょうか。ただ、私も税務課に同調した部分があったということは、これは認めます。それは町民が大きく影響ない、困らないというようなことが大前提であって、そういうもとでやりとりをした経過があります。それについては否定もしません。よろしいですか。

○議長（中井 勝君） そのほか、質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、産業建設常任委員会が6月19日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

6月19日に牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、4課の所管事務調査を行いました。

まず、牧場公園課でございます。報告事項は6件ありました。

4月15日、5月20日に中山ファームで研修が行われました。月に1度、農林水産課、牧場公園、普及センター、農協、家畜保健衛生所等の関係機関が集まりまして、地域おこし協力隊及び元地域おこし協力隊の但馬牛飼養の研修を行っているということでございます。毎回、牛の発情状況調査を実施いたしまして、5月20日には普及センター主導で飼養に対する指導や餌に関しての協議を行ったということでございます。

次に、地域おこし協力隊卒業生の子牛市初出荷ということで、地域おこし協力隊第1号の村田瑞樹さんが協力隊活動を終え、4月から新温泉町に就農をして、リース牛2頭、また新温泉町から譲与された3頭、合わせて7頭を飼養し、5月8日の競り市で子牛1頭を初出荷したということでございます。

次に、メールの誤送信についてでございます。6月16日開催予定の但馬牛ファンクラブ、ファンミーティングの開催案内を登録会員に送信する際に、アドレスの入力場所を誤り、全員のアドレスを閲覧できる状態で送信したということでございます。今後は、再発防止を図るため、全職員に対して個人情報保護の重要性を説明いたしまして、送信前には複数名で再チェックをし、管理方法の周知徹底を図ったということでございます。また、この際には大きな混乱にはならなかったということでございます。

次に、そのほかで芝生の張りかえのスケジュールはという質疑に対しまして、10月

の着工予定で、3月までの6カ月間ということでございます。また、積雪の間はスキーができるということでございます。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）の1件でございます。

委員会として了承いたしました。

次に、農林水産課でございます。報告事項は10件ありました。

工事発注状況及び進捗率報告書についてでございます。肉用牛生産施設建築工事は6月末完成で、使用開始は7月下旬ということでございます。また、入舎式等を検討しているということでございます。また、鳥獣処理施設建設工事は6月末完成予定で、排水工事、また外構工事は7月末の完成予定ということでございます。

次に、県獣害対策チームによる現地指導についてでございます。兵庫県内各県民局農林振興事務所に設置をされまして、鳥獣害に困っている集落等を重点指導地域といたしまして設定し、県森林動物研究センター及び市町が連携をいたしまして鳥獣害対策の支援を行い、地域の鳥獣害の軽減を図るということでございます。今年度の重点指導集落は岸田地区ということでございます。ここで、1地区では全体把握できるのかといった質疑に対して、アンケートで被害が深刻な地区が岸田ということで、まずは岸田をモデルといたしまして今後広めていくということございました。

次に、協議事項でございます。鳥獣処理施設条例の制定についてでございます。捕獲個体の受け入れ時間が8時30分から午後5時15分ということで、役場の勤務時間と一緒にはいけない。勤務しやすい時間にしてはという質疑に対しまして、役場の職員が対応できるように設定をした。最終的には無人で受け入れができるようにしたいといった答弁ございました。また、捕獲期間は11月末までということでございます。

委員会として、これは了承をいたしました。

次に、一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

委員会として、これも了承いたしました。

次に、建設課でございます。報告事項は4件ありました。

空き家等対策についてでございます。令和元年5月31日に第7回協議会が開催をいたしました。主な内容は、委員委嘱、また特定空き家等の判定、空き家等対策の状況についてでございます。特定空き家等の判定についてですが、協議案件が7件ありまして、そのうち特定空き家の指定が妥当であるものが4件、また特定空き家の保留をすべきものが3件であるということございました。

ここで地域の方への情報公開はという質疑で、情報は非公開ということで、今後この公開については検討するということございました。

空き家等対策の状況についてですが、特定空き家等指定物件6件の措置対応等の状況ですが、指導書送付が4件、また指導すべきものの調査継続調査が1件で、略式代執行に向け調査中が1件あるということございました。

次に、新残土処分場整備についてでございます。前年度から引き続き地盤改良工事、場内道路工事、調整池設置工事が今年度も行われる予定でございます。場内道路工事は、全長が285メートルで、現在は100メートル施工されとるということでございます。また、今年度は管理棟の建築工事も行われるということでもございました。

次に、協議事項でございます。本定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）、また浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）、また温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）の3件でもございました。

いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、商工観光課でございます。報告事項は8件ありました。

青少年海外研修の実施についてでございます。台湾の行政機関、また教育機関と協力をし、同世代の台湾人と交流をする機会を与えるということで、文化、学校制度などを学ぶ研修効果を高めることを目的とするということでもございます。今年度からは、姉妹校提携に向けた取り組みを行っている学校の支援をするということでもございます。

次に、プレミアムつき商品券事業についてでございます。発券対象者は3,000人で、そのうち非課税対象者は2,750人、子育て対象者は250人ということでもございます。また、子育て対象者の基準日を6月1日で、9月30日出生までに対象を拡大するというところでもございます。

また、役場内の業務調整でございますが、非課税対象者の窓口申請対応については、臨時福祉給付金事務に準じた体制で行うということでもございます。支所は、福祉担当を中心に窓口全体で対応する。本庁は、健康福祉課の福祉係が担当するというところでもございます。また、支所、本庁とも臨時職員1名を追加配置をするということでもございます。

次に、施設管理の現状と問題点についてでございます。バイナリー発電施設停止についてでございます。2月に県、町両方でメーカーと施工業者に対しまして、どうしておけば故障しなかったと考えるのかといった質問状を発送したところ、3月に施工業者より県に対して回答が返ってまいりました。冷却水の周辺環境が悪く、外部から侵入する腐食後媒体により故障を起こしました。また、外部要因の侵入を防ぐことが重要な今後対策だといった回答が返ってまいりました。また、メーカーからの回答は、冷却水の水質基準を守っていれば故障は回避できたといった回答でもございました。

今後は、2社からのこの回答を踏まえた上で、県と連携をいたしまして協議を行うということでもございます。今後、仮に故障箇所を修繕することになったとしても、町のみでこれ以上投資的な経費を投じて改善、改修することは避けたいということでもございます。また、施設見学を初めとする環境学習の受け入れは停止中も引き続き行うということでもございました。

次に、リフレッシュ館、健康風呂改修工事についてでございます。工事費は3,888万円で、工事着工は9月2日から始まりまして、11月30日までということでもございます。施工業者は有限会社西浦建築でございます。工事概要は、委員会資料を御清覧ください。

ださい。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）についてでございます。委員会として了承いたしました。

次に、附帯事件で、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願者については、委員会として採択すべきものといたしました。

次に、閉会中継続調査については、引き続き議長に申し入れすることといたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち協議事項について、質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。質疑はありません。これをもって質疑を終わります。

岩本委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が6月20日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 環境福祉常任委員会の報告をいたします。

最初に、町民安全課です。報告事項の(1)、令和元年6月1日現在の人口統計についてから(11)の令和元年度工事発注事業及び進捗状況の報告については、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

報告事項の追加で、浜坂地域の諸寄、居組、赤崎、二日市の消火栓ボックスの管鎗の盗難があったことが報告されました。いずれも真鍮の管鎗が盗まれております。多くはアルミ製に順次かえていっているということでありました。

それから、(10)の地域防災計画の変更がなされております。昨年の岡山の豪雨災害等の教訓から、避難判断水位及び判断危険水位の変更や指定緊急避難場所の変更等がなされております。また、浜坂認定こども園は、災害種別で洪水と津波時はバツ、つまり利用できない。大庭認定こども園も、洪水時はバツとなっております。

質疑の中で、浜坂・大庭両園ともに洪水時は使えない。浜坂認定こども園は津波時も使えない施設となっており、安全が担保されていないが、この状況のもとでも町長は現在地での建てかえを考えているかという問いに、概要はおおよそ以下のような答弁でありました。浜坂認定こども園は、水没したことはない。一面のみでまちづくりを捉えてはならない。いかに迅速に避難させるかを考えればよいことだ。概要ですが、答えでありました。

協議事項です。議案第51号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてと議案第56号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、いずれも異論なく了承をいたしました。

町民安全課の最後に、その他として副町長より、企画課、町民安全課、公立浜坂病院等の決裁規程の見直しをしたと報告がありました。これまで町民安全課防災安全室の設置や、ささゆり事務長を設けることについて、当委員会に一度も報告も説明も受けていないのに、決裁規程の報告を受ける必要もないのではないかと返しました。

次に、健康福祉課であります。報告事項(1)の平成30年度国民健康保険事業医療給付費の状況についてから(3)の風疹抗体検査、予防接種の実施についてまで資料を御清覧いただきたいと思います。風疹の抗体検査、予防接種の実施については、全国的に広がっている風疹の感染拡大防止策として追加的措置として、現在39歳から56歳の男性を対象に抗体検査、予防接種を実施するものであります。

協議事項、議案第48号、新温泉町介護保険条例の一部改正については、委員の皆さんからは異論もなく、賛成でありましたが、私は反対をする意思を表明しております。

議案第56号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、議案第57号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第58号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ異論なく、了承をいたしました。

次に、上下水道課であります。報告事項(1)の下水道接続率報告書についてから(6)新温泉町水道事業経営戦略についてまで、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

なお、(5)の浜坂温泉配湯事業経営戦略、(6)の水道事業経営戦略については、利用料金の大幅値上げを前提とした計画となっております。念のために資料を御清覧をいただきたいと思います。

協議事項、議案第61号、令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）、議案第62号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第63号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれも異論なく、了承をいたしております。

最後に、公立浜坂病院であります。報告事項(1)の公立浜坂病院事業の利用状況等についてから(7)の公立浜坂病院の事業実施についてまで、資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項(1)の議案第64号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）についても、異論なく、了承をいたしました。

閉会中の所管事務調査の申し出事項を確認し、議長に提出をして閉会をいたしております。以上であります。

○議長（中井 勝君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち協議事項について、質疑があればお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。これをもって質疑を終わります。

谷口委員長、ありがとうございました。

次に、議会運営委員会が6月14日に開かれております。委員長からその報告をお願いいたします。

中井議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会につきまして御報告させていただきます。

開会日時は6月14日でございます。議事につきましては、閉会中の継続調査の審査の申し出についてであります。これにつきましては、議長宛てに行うことを決定をいたしました。以上であります。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

次に、議会広報調査特別委員会が6月14日に開かれておりますので、委員長からその報告をお願いいたします。

平澤委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について御報告いたします。

6月14日、本会議の閉会後に委員会を開催し、7月25日に発行予定の議会だより第55号の編集方針について協議いたしました。今回は、26ページ立てで予定しております。原稿依頼に関しましては、一般質問議事録データの都合上、今週末28日金曜日を予定しております。締め切りについては7月4日木曜日といたしますので、期間は短いですが、よろしくをお願いいたします。

一般質問の記事については、お配りしている原稿データを御利用いただき、各ページに写真を1点掲載いたしますので、写真データをお持ちの方は原稿と一緒に提出をお願いいたします。また、写真のコメントにつきましては、記事内容を補完する意味もありますので、必ず添えていただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

以上をもって諸報告を終わります。

日程第2 報告第1号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第1号、平成30年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 報告第1号、平成30年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について。本件につきましては、平成30年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法第施行令の規定により、御報告を申し上げるものであります。内容につきまして総務課長が説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、報告第1号、平成30年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定では、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告をしなければならないとされております。

説明の都合上、審議資料の1ページ、それから2ページにかけて資料をつけておりますので、ごらんください。

繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。今回、30年度事業で令和元年度へ繰り越したものは、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費で計13事業でございます。農林水産業費では、但馬牛生産基盤強化整備事業、有害鳥獣処理施設整備事業、商工費では、自然環境整備交付金事業、土木費では、道路修繕事業のほか4事業、教育費では、小学校エアコン設置事業、災害復旧費では、昨年の7月豪雨、9月に襲来しました台風21号、24号による災害の復旧事業関係となっております。

中心部分の金額欄が前年度3月補正で認めていただきました、それぞれの事業の繰越限度額でございます。その右の翌年度繰越額が前年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で5億756万3,000円でございます。

資料の右側にそれぞれの事業に係る歳出予算の明細として節、細節の金額を示しております。事業の進捗につきましては、小学校のエアコン設置事業では、4月15日に既に完成している小学校もございますし、但馬牛生産基盤強化整備事業、有害鳥獣施設整備事業においては、今月末の完成予定としているものもございます。一部の事業において未発注の事業もございますけども、早期発注、早期完成に努めております。

それでは、議案に戻っていただきまして、地方自治法の施行令146条第1項の規定によりまして、繰越明許費の歳出予算の経費については、必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされております。その財源内訳を事業ごとに示しておりますが、それぞれの既収入特定財源はございません。表の下段を見ていただきまして、国庫支出金が2,650万5,000円、県支出金が1億6,638万9,000円、地方債が1億9,8880万円など、未収入特定財源が記載のとおりでございます。残りは一般財源6,051万5,000円となっております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 日程第3、報告第2号、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により、御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、報告第2号、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の3ページをごらんいただきたいと思います。平成30年度の新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の事業別明細書です。

1款1項残土処分場事業費でございます。残土処分場事業で繰り越しになりましたのは、下夕山残土処分場として借地をしております浜坂自治区所有の土地を返還するための環境整備工事でございます。もみじ山公園として主にもみじの木30本の植栽と駐車場を整備いたします。もみじ山公園の最終仕上げの内容調整に時間を要したため、繰り越しとさせていただいたものでございます。繰越額は、工事請負費2,000万円でございます。第2・四半期の発注で、令和2年3月末の完了予定でございます。

次に、新残土処分場事業でございます。新残土処分場整備事業といたしまして、管理棟の設計委託と新残土処分場本体の工事を繰り越しさせていただきました。管理棟の設計委託につきましては、計量器の選定や事務処理方法につきまして検討に不測の時間を要したため、繰り越しさせていただいたものでございます。繰越金額は246万円でございます。7月上旬発注予定で、9月の完成を見込んでおります。処分場本体工事につきましては、その大半は地盤改良工事でございます。目標の強度が出にくい層があることから、その分析や強度試験に不測の日数を要したため、繰り越しさせていただいたものでございます。繰越額は、工事請負費3億6,266万8,000円でございます。

なお、地盤改良工事につきましては、現在順調に進捗しております。繰り越し部分は既に完了いたしました。くい基礎の進捗といたしましては、全部で3,980本を予定しております。5月末までに1,898本、約48%になりますが、完了いたしております。引き続き早期完成に向けて努力してまいりたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいま説明していただいた金額の中での……。

- 議長（中井 勝君） 11議員、立ってください。
- 議員（11番 河越 忠志君） ごめんなさい。繰り越した金額との差、もう既に執行された分についての説明をしていただきたいと思います。
- 議長（中井 勝君） 山本建設課長。
- 建設課長（山本 輝之君） 失礼しました。繰り越し明細書で説明させていただきますと、もみじ山公園につきましては、これから発注をしてきて、年度末までに完成していくものでございます。それが2,000万円でございます。
- それから、新残土処分場ですけれども、委託料の管理棟の設計につきましては、来週に発注する予定を今しているところでございまして、9月末に完成させて、工事自体は令和元年度予算で行う予定でございます。
- 工事請負費の3億6,266万8,000円を繰り越しさせていただきまして、契約金額の先ほど申しました金額につきましては、もう既に完了しておりまして、令和2年のほうの工事に進んでるところでございます。
- 議長（中井 勝君） もう一度11番議員、質問を。わかるように質問してください。
- 議員（11番 河越 忠志君） 当初金額と繰越金額について差異があります。つまり執行された金額があると私は認識するわけですがけれども、その執行された金額についての額は引き算すればわかるわけですがけれども、その内容についての御説明をお願いしたいと思います。
- 議長（中井 勝君） 山本建設課長。
- 建設課長（山本 輝之君） 大変失礼いたしました。新残土処分場事業費の金額で3億6,588万5,000円の予算で繰り越しをさせていただきまして、翌年度繰越額3億6,512万8,000円につきましては、委託料の246万円と工事請負費の3億6,266万8,000円ございまして、この差額につきましては、工事請負費の差額となっております。予定しておった額より執行額のほうが少なかったと、予定額が少なかったというものでございます。
- 議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。
- 議員（11番 河越 忠志君） ということは、当初の金額が今繰り越した額に変更になるという認識でよろしいでしょうか。
- 議長（中井 勝君） 山本建設課長。
- 建設課長（山本 輝之君） 3月末現在での執行予定の金額ということで繰り越しさせていただいた額でございますので、実際の執行額、工事請負費の差額については今のところ不用額ということで出てくるということでございます。
- 議長（中井 勝君） そのほかありませんか。
- 15番、中村茂君。
- 議員（15番 中村 茂君） ちょっと聞き漏らしたかもわからんですけど、残土処分場事業2,000万円の繰り越し、これは全額の繰り越しということでしょうか。それと、

要は30年度にできなんだということで全額を繰り越す。落としてあげるという手もあったのかもわからなけれど。この残土処分場事業、基金という状況はどうなんだろうと。それは2,000万円のうち一般財源2,000万円になってまして、地方債も借りる予定もないようで、一般財源、もしかして基金を落とすのかなという気もしたり、その辺のこと。それから、基金の状況、一本化たしかしたんですよね、これ新残土処分場に、基金を。その基金の状況もちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 残土処分場事業として、もみじ山公園の整備事業を繰り越しさせていただいております。未契約繰り越しということでございますので、全額繰り越しさせていただいてるものでございます。財源につきましては、基金を取り崩してる部分もでございます。基金の現在高でございますが、浜坂残土処分場、下夕山のほうでございますが、まず5月末現在の現在高でございますが、6,680万6,000円でございます。それから、温泉残土の基金でございますけども、5月末で8,479万4,000円でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ちょっと聞き取れなかったんですけど、2,000万円の内訳というか、基金を使うのかどうか、その辺のことをもう一回言ってもらえますか。何ださっき聞き取れなかった。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 基金を取り崩して行ってるところでございますけども、30年度の基金の取り崩しにつきましては、1,475万3,000円を行ったところでございます。その差額につきましては、繰越額でやってるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようであります。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。35分まで。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第4 報告第3号

○議長（中井 勝君） 日程第4、報告第3号、平成30年度兵庫県町土地開発公社事

業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について、地方自治法の規定により、御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 兵庫県町土地開発公社の決算について御説明いたします。

報告第3号の平成30年度事業報告書及び計算書類をごらんください。この公社の決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。

それでは、まず事業の概況について御説明いたします。資料は1ページと2ページをあわせてごらんください。2ページのほうでございます。(1)の公有土地取得事業の①土地の取得につきましては、2ページの上段の表のとおり、平成30年度における土地の取得は、太子町の網干線ほか道路整備用地取得事業の1町1件、面積334平米、事業費2,361万7,000円で行いました。この事業名につきまして、総務教育常任委員会では網干線外というような説明をいたしておりましたけれども、網干線ほか道路整備用地取得事業でございます。土地の処分につきましては、下段の表の30年度買い戻し額に記載のある市川町1件と太子町1件の計2件でございます。元金相当額で1,186万円の土地を処分いたしました。

なお、30年度で処分が完了した土地は、市川町の1件でございます。この結果、30年度末の土地の現在額、借入金の残高でございますけれども、2,361万7,000円となりました。事業収支では2年連続の赤字となりまして、損失額が1万3,625円となりました。この部分、当年度末未処分利益剰余金を処分して、翌年度繰越剰余金を1,958万6,549円といたしました。

以上が30年度に実施しました事業の概況でございます。

めくって、3ページをごらんください。経営活動に伴う収益的収入につきましては一般事業の売却収益で、2ページの土地の処分があった売却収益1,193万769円、それから事務費収益の11万8,085円、それから出資金及び預金の利息4,534円を合わせまして1,205万3,388円の収入がございました。

これに対しまして、支出のほうは4ページになりますけれども、一般土地売却原価が1,193万769円、それから旅費や需用費などの一般管理費で13万6,244円、これを合わせまして1,206万7,013円となりました。収入支出の差額は最下段をごらんください。1万3,625円の赤字となりまして、当該年度末未処分利益剰余金を処分いたしました。

5ページをごらんください。資本的収入につきましては、30年度に委託事業がございました太子町の1町1件で2,361万7,000円の借り入れとなっております。これに対しまして、支出は30年度事業による2,361万7,000円と買い戻し額の元金相当の1,186万円を合わせまして3,547万7,000円となっております。

6ページをごらんください。上段に年度中の借入金の概要を記載しております。期首の残高が市川町に係る25年度分の借入金の合計でございます。30年度中に1町1件分の借入金2,361万7,000円と1町1件分の元利償還の1,186万円がございましたので、年度末の借入残高は2,361万7,000円となっております。中段には、平成30年度中に実施した29年度の監査の状況を記載しております。30年度の決算は16ページにつけておりますけれども、本年の4月18日に実施いたしまして、指摘事項、改善事項もございませんでした。下段には、理事会の開催概要、めくって、7ページには、その他の会議の開催状況を記載しておりますので、後ほど御清覧ください。

8ページは、役員に関する事項について記載しております。役員の任期は2年です。役員異動に係る登記については、9ページのとおり、ございません。

続きまして、10ページをごらんください。公社の事業成績をあらわす損益計算書でございます。収益から費用を差し引いたものが利益となります。2町2件分の元金、利息を合わせた土地の売却による事業収益と事務費収益から銀行への償還金である事業原価を差し引くと、事業総利益が11万8,085円となります。また、事業総利益から一般管理費を差し引いた事業利益は1万8,159円のマイナスとなりまして、預金の受取利息を加算した経常利益は1万3,625円の赤字ということになりました。

11ページをごらんください。公社の財政状況をあらわす貸借対照表でございます。負債と資本の合計が資産となります。資産の部の流動資産は、出資金と未処分利益剰余金を合わせた3,758万6,549円と公社が保有しております1町1件の買い戻し未了土地2,361万7,000円を合わせた6,120万3,549円となります。

負債の部の固定負債は、買い戻し未了分に係る金融機関からの借入金2,361万7,000円でございます。資本の部は、基本財産である12町分の出資金の合計と前の期の繰越準備金、当期の純利益を合わせて3,758万6,549円となります。この内容につきましては、13ページに財産目録としても記載しております。

続いて、12ページをごらんください。公社のキャッシュフロー計算書です。この計算書は、お金の流れで公社の資金体質、いわゆる資金繰りをあらわす計算書でございます。この計算書は、事業活動、投資活動、財務活動によるものの3つに分けられておりまして、1の事業活動によるキャッシュフローは、事業による収支をあらわしますので、一般的にプラスであれば事業活動が順調であると言えます。2の投資活動によるキャッシュフローは、一般的にマイナスであれば投資活動が活発であると言えます。3の財務活動によるキャッシュフローは、資金不足をどのように補ったかをあらわしまして、借入金を返済したらマイナスとなります。4の現金同等物につきましては、プラスが金回

りが順調ということになります。

30年度の結果としましては、最下段、6、期末の金額が5の期首に比べて減少しておりますので、資金繰りが順調であったとは言えない状況でございます。

13ページをごらんください。公社の財産目録を記載しております。流動資産の預貯金につきましては、当期の純利益が1万3,625円減少しまして、期末は3,758万6,549円となりました。公有土地につきましては、市川町への1件分の売却と太子町の取得によりまして1,175万7,000円増加して、期末では2,361万7,000円となりまして、預貯金等公有用地を合わせました流動資産の期末残高は6,120万3,549円となりました。

固定負債につきましては、公社保有の土地に係る長期借入金が市川町の1件の償還により減少しまして、太子町の借り入れにより増加したことから、期末で2,361万7,000円となりました。これにより流動資産から固定負債を差し引いた正味資産は3,758万6,549円となりました。

14ページでございます。上段には現金及び預貯金の明細を記載しております。期末の預金残高は30年度赤字額1万3,625円が前の期より減少いたしまして、3,758万6,549円となっております。中段の公有用地明細書は、2ページの土地の処分と同じ表でございますので、省略をいたします。

15ページをごらんください。上段が長期借入金の明細表です。30年度中は太子町の1件の新たな用地取得と市川町の売却1件によりまして、借入残高が2,361万7,000円となっております。中段は、資本金明細書で、基本財産である各町の出資金を記載しております。下段の引当金明細書は、19年度から職員を町村会へ転籍させておりますので、発生いたしておりません。

16ページは、本年4月18日に行われました30年度の監査報告書です。指摘事項、改善事項ともございませんでした。

17ページ以降の平成31年度事業計画及び資金計画につきましては、後ほど御清覧いただきたいと思います。

以上で30年度の町土地開発公社の事業報告及び計算書類の説明を終わらせていただきます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第4号

○議長（中井 勝君） 日程第5、報告第4号、第31期営業年度株式会社温泉町夢公

社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第31期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により、御報告を申し上げるものがあります。

内容につきまして商工観光課長が御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） それでは、報告第4号、第31期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、第31期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表を別表のとおり報告をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、営業報告書をつけさせていただいております。第31期といたしまして、平成30年3月1日から平成31年2月28日まででございます。株式会社温泉町夢公社のものでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。概要のみ報告をさせていただきます。第31期営業報告。1といたしまして営業の報告でございます。10行目から読ませていただきます。営業実績の報告をさせていただきます。指定管理をしておりますリフレッシュパークゆむら、入館者数6万9,775人、前年対比プラス1,135人、1.7%の増、利用料2,282万8,000円、前年対比マイナス162万8,000円、6.7%の減となりました。町営駐車場、利用台数2万2,128台、前年対比マイナス1,466台、6.2%の減、利用料361万7,000円、前年対比マイナス40万4,000円、10.1%の減、健康公園、利用人数5万6,877人、前年対比マイナス902人、1.6%の減、利用料202万円、前年対比マイナス11万1,000円、5.2%の減、草太園地、利用人数498人、前年対比マイナス39人、7.3%の減、利用料21万5,000円、前年対比マイナス2万1,000円、9.0%の減、ログハウスカナダ、利用棟数782棟、前年と同数棟、利用料1,351万4,000円、前年対比プラス12万4,000円、0.9%の増、夢千代館、入館者数1万6,239人、前年対比プラス89人、0.6%の増、利用料428万7,000円、前年対比プラス4万3,000円、1.0%の増収になりました。

直営事業におきましては、レストラン楓が8,225万6,000円、前年対比マイナス151万1,000円、1.8%の減、フロント販売品179万4,000円、前年対比マイナス18万3,000円、9.3%の減、リフレッシュ館喫茶、特産品販売599万8,000円、前年対比プラス10万8,000円、1.8%の増、野外施設270万8,000円、前年対比マイナス7万4,000円、2.7%の減となりました。売上高は1億3,998万9,000円となり、前年対比マイナス367万7,000円、2.6%の減となっております。

す。総収入額は1億9,777万3,000円、営業外収支を含み税引き後の当期利益は605万1,000円を計上することとなっております。

次に、2ページでございます。第31期活動報告といたしまして、リフレッシュ館、レストラン楓、夢千代館、健康公園、全体としての主な事業を記載させていただいております。

次に、3ページでございます。当社の状況といたしまして、資本金の推移、当年度末2,000万円、前年と変わらずでございます。株式の状況、発行済み株式の総数400株、当年度末株主数134人、前年と変更ございません。社員の状況、当年度末10人、内訳といたしまして、男子5人、女子5人でございます。営業の状況といたしまして、指定管理施設の業務内容でございます。リフレッシュ館の業務内容といたしまして、受付案内、利用促進、機械・施設管理、スイミングスクール、駐車場は運營業務、健康公園から夢千代館まで、受付案内、利用促進、施設管理を行っております。

4ページでございます。直營業務といたしまして、リフレッシュ館喫茶、物品販売、森林総合利用促進施設、レストラン楓を業務しております。野外活動施設、物品販売、中山食堂、メイプルセンターと夢千代館売店では物品販売を行っております。売り上げの内訳でございます。フロント部門から夢千代館まで、売り上げの合計額1億3,998万9,607円、指定管理料の合計額5,778万4,303円、合計といたしまして1億9,777万3,910円となっております。

次に、5ページでございます。取締役及び監査役ということで、代表取締役社長、村尾之雄以下取締役、監査役以下のメンバーでやっております。

次に、第31期末貸借対照表、第31期損益計算書、第31期剰余金の処分の件につきましては、次の決算報告書で説明をさせていただきます。

決算報告書を1枚めくっていただきまして、1ページでございます。貸借対照表でございます。流動資産、現金から預け金まで流動資産合計1億1,919万5,781円、固定資産、建物から器具、備品まで、有形固定資産合計76万5,258円、無形資産合計ゼロ円、出資等合計1万円、固定資産合計77万5,258円で、資産合計といたしまして1億1,997万1,039円となっております。

2ページでございます。負債の部、流動負債、未払い費用から未払い法人税等まで、流動負債合計1,849万7,620円、固定負債ゼロ円でございます。純資産の部といたしまして、資本金から繰越利益剰余金まで、株主資本合計1億1,47万3,419円、負債、純資産の合計が1億1,997万1,039円でございます。

次に、3ページでございます。損益計算書でございます。売上高、売り上げ1億9,777万3,910円、売上原価、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで、売上総利益1億5,093万8,118円、販売費及び一般管理費1億4,344万7,331円、営業利益が749万787円となります。営業外収益、受け取り利益から雑収入まで55万7,813円、営業外費用、雑損失2,595円、経常利益といたしまして804万6,005円

となっております。

4ページでございます。特別利益、特別損失ともにゼロ円、税引き前当期純利益804万6,005円、法人税等199万4,793円を引きまして、当期純利益605万1,212円となっております。

次に、5ページでございます。販売費及び一般管理費、役員報酬から雑費まで、営業管理費合計といたしまして1億4,344万7,331円でございます。

次に、6ページ、売り上げの内訳でございます。営業報告のとおりでございますので、省略をさせていただきます。仕入れの内訳、フロントから夢千代館売店まで、仕入れ額4,778万4,943円、期首棚卸し283万2,251円、期末棚卸し378万1,402円となっております。

次に、7ページでございます。株主資本等変動計算書でございます。資本金の当期末残高2,000万円、利益剰余金、利益準備金の当期末残高119万2,000円、その他の利益剰余金として、別途積立金、当期末残高4,400万円、役員退職積立金、当期末残高90万円、繰越利益剰余金、当期末残高3,538万1,419円でございます。利益剰余金合計、当期末残高8,147万3,419円、株主資本合計、当期末残高1億147万3,419円、純資産の部の合計、当期末残高1億147万3,419円となっております。

8ページでございます。重要な会計方針に係る事項に関する注記と貸借対照表に関する注記を記載しております。

次に、9ページでございます。監査を行っておりまして、適正であることが報告をされております。

次に、10ページでございます。剰余金の処分について、役員退職金積立金を10万円、繰越利益剰余金を10万円としております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 補足でございますけれども、さきの株主総会におきまして役員の交代がございます。10年間務められた村尾社長が退任され、後任に猪坂取締役が社長に就任されておりますので、御報告を申し上げます。

○議長（中井 勝君） 以上、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） まず1ページですが、入館者数6万9,775人ということで、前年比1.7%の増、そして利用料は逆に6.7%の減とあります。これは恐らく町内の利用者がふえて、町外の利用者はかなり減っている。そういった結果で人はふえたが、利用料は減ったというふうに解釈しとるんですが、そのあたり、町外、町内の入館者数の内訳がわかれば教えてください。

それから、ちょっと数行下の夢千代館の入館者数であります、前年比0.6%とわずかにふえておるんですが、湯村温泉の宿泊者数等は30年度はかなり減っておりまして、夢公社のほかのいろんな部分でも減っておるんですが、ここがちょっとでもふえているということは、何か夢千代館ということでふえたのか、そこら辺のちょっと原因が、副町長は専務をされているわけで、その辺よく御理解されてると思うんですが、わかりましたら要因を教えてください。

それから、3ページ、社員の状況ですが、本年度10人、前年度14人ということで、少ない人数でいろんなことをやって大変だと思っております。平均年齢のところを見ますと、前年比が45歳、当年が46歳となっております、それで男子と女子というふうに下に分かれてるんですが、これが前年比が44、43で、平均が45というのが何かちょっと数字的に私はおかしいのではないかと思うんですが、当年度においても女子が45歳7カ月、男子が45歳5カ月で、平均が46歳ゼロカ月というのは何かおかしいなど。男女の比率見ても5・5、7・7で同数でありまして、両方の間になるのが普通ですけど、平均年齢が、これ男子の平均と女子の平均と、前年も当年もですが、全体の平均が高いわけですね。これどういう計算でこういうふうになったのか、御説明願いたいと思います。

それと、今後、今年度リフレッシュの健康風呂の大幅な工事が行われて、またリニューアルされるんですが、それに対する専務としてのこれからなかなか苦しい経営状態の中で、今後どうやって入館者数をふやしていくか、そういった方策があれば教えてください。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、1番目のリフレッシュ館の入館者数の内訳でございます。議員御指摘のように、町外からの金額の高い来場者が減って、町内利用が特に年会費を払ってもらえる人の利用がふえているという数字は聞いております。ただ、その内訳の数字は手元にございませぬし、多分リフレッシュ館のほうの中の資料をひもといっていく必要があるかと思っております。

2番目の夢千代館でございます。0.6%の増となっております、全てにおきまして割と横ばいよりも若干下降ぎみという湯村のデータが出ております。その中において夢千代館だけというのがございますけれども、明確なイベントの実施とか、そういうことはございませぬので、その原因につきましては、はっきりしていないというのが状況でございます。

次に、社員の平均年齢でございますけれども、これにつきましては内容を確認いたしまして、報告をさせていただきたいと思っております。

健康風呂のことでございますけれども、ことしの秋に健康風呂の改修を行います。まずは安全第一ということの対策が根本でございますけれども、リニューアルをしますので、今後、夢公社ともどのようにして誘客をそれにつなげていくかということは検討中

でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほどの御質問で補足をさせていただきたいと思います。

実際に町内、町外の方の人数というのは私どももなかなか把握しにくいところがあるんですけども、今までのバスツアーの方々の滞在時間が短くなっているということでございます。そのため入浴される方が減っている、そういったことで、この時間が短くなったことで、夢千代館に行って戻ってくるぐらいの時間になっちゃってるという面があるのかなと考えているところでございます。

また、平均年齢のことなんですけれども、この平成30年にかなりの方が退社されて、入社をされているという人の入れかわりですね。この影響があって、平均年齢、おっしゃるように、そのまま移動してるのであれば違和感あるねというところはあるんですけども、人が入れかわっちゃってるので、少しその辺の影響があるのかなと考えております。

また、今後の対策についてですけども、おんせん天国室で洞窟風呂とかの活用とか、あるいはまさに日本農業遺産ということで但馬牛が認定されましたので、レストラン楓などで、そういった面も活用しながら周遊していただける方あるいは御来館いただける方を獲得していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 副町長、専務として入られとるわけですが、入館者数の町外、町内というのは夢公社内でも把握はできてないということでしょうか。それとも、できとるけど、そこまで、取締役会まで伝わってないということなんですか。大事な指標だと思いますので、そこら辺ははっきりと把握して今後の経営に用いていただけたらと思います。

それから、平均年齢についてですが、私が言いたいのは、当年度末という形で見ても前年度どっちでも両方同じことが言えるんですが、男子が45歳5カ月、女子が45歳7カ月でして、それで平均年齢が46って、男子の平均、女子の平均、そして全体の平均、この3者の数字がおかしいのではないかと。普通考えて、男女同数だったら、45歳6カ月が平均となるはずですけど、それが46歳ゼロカ月で、男子の平均よりも女子の平均よりも高い数字になってます。それから、前年度末においても同様で、男子が43歳2カ月、女子が44歳1カ月で、全体の平均が45歳ということで、何かこれ計算するときの時期が違っているのか、そこら辺わからんですけど。でも、両方とも年度末となっているので、ちょっと何かおかしいなという感じです。

それから、リニューアルのことですが、せっかくリニューアルされるわけですから、その後の何か大きな宣伝とか、そういったものにちょっと力を入れていただきたいということと、私、一般質問でよくふるさと納税のことを言ってますが、リニューアル記念みたいな感じで例えばリフレッシュ館とかの利用券なんかをふるさと納税の返礼品にす

る。そのときにリニューアルしましたというのを言えば、それがいろんなサイトに載るわけですから、大きな宣伝力になると思いますので、そのあたりも考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 年齢の件は、後日調べて報告するように。

あとの件は、田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 町内外の人数の把握につきましても、あわせて確認をして報告をさせていただきたいと思います。

また、リニューアルあるいは先ほど申し上げましたおんせん天国室での事業等工夫をいたしまして、入館者、当然今年度は閉館いたしますので、減少をしていくことについてはやむなしかなというものもございませうけれども、できるだけそういった影響を小さくして、今後につなげるような対応をしていきたいと考えております。御意見いただきまして、ありがとうございます。努力してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この報告書の中では利益分についての配当等については予定されてないので、ないのかなと感じてるところが1つ確認したいということと、それと方針、今後ともそういった配当なしでいかれるのかなということ。

それと、資本金を除けば8,000万円ぐらいの残、要は資産があるということの中で、流動資産しか動かせないんですけども、会社として何か戦略を持って臨まれているのか、やっぱり実質的に町がハードの部分を整備して運営をするだけを考えておられるのかということが1つ。

それとあわせて、先ほど猪坂さんが代表取締役になられた。村尾さんは取締役のまま代表取締役だけ外れたという認識でいいかどうかについてお聞きしたいのと、それとレストラン楓については所有は町だと思んですけども、ただ、無償で貸与しているということだけでの認識でよろしいかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） ちょっと1点目の御質問が聞き取れなかったんで、申しわけないんですけども。村尾さんについては取締役も引かれておりまして、あと中井功さんが商工会の代表として取締役に入っております。

それと、済みません、ちょっと聞き取れなかった部分があるのですが、戦略という意味では、平成30年度にもともと天井を直して、31年度にまたほかを直してということがありましたので、そういったものをやめて、まずきちっとできるだけ入館者を減らさないような形で31年度で天井の修復とか一部ユニバーサルデザインになるような改修を一体的にやろうということで対応しております。今後に向けての取り組みで、やはり職員の定着ということをきちっとしていかないと、なかなか戦略を立てにくいなという実情がありますので、そういった面しっかりと定着を図りつつ、先ほど申し上げました

ような形の町との事業をコラボをして収益を上げていきたいと考えております。

○議長（中井 勝君） 最初の質問は、配当はなしだけでも、今後もそうなるのかと。配当金はないけども、今後もそうかと。

○副町長（田中 孝幸君） 配当金は出ております。配当金は2%出ておりまして、30周年ということで、例年に比べて500円プラスして配当をさせていただいてと思います。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私、戦略とお話ししたのは、ハードの面は実質的に町が執行しておられて、そういう意味での意向としては夢公社が考えられてると思うんですけども、実質的に会社としての資産を持っておられるんで、会社として資産、要は流動資産を使った何か動きというものは今後考えられないのかなという意味です。以前に夢公社がある意味でハードな部分も手をつけようかということも議論になったことがあるんですけども、それについては、ハードは少なくとも町資産であるものを直していくなりについては町で支出するということだったんですけども、町施設本体ではなくて別の部分でも、例えばいろんな形での戦略、先ほどPRのこともあったんですけども、そういったことの中での資産をいかに有効活用していくかということについて議論がないのでしょうかという質問をさせていただいたつもりです。

それと、配当があるのであればこの報告の中に出てきてしかるべきかなと思ってるのが1つと、私は、配当というのは実際には法人税の部分では利益として課税されて、配当された御本人個人個人、または法人もあるんですけども、受けた側も配当に対して所得税なりを納めていくという面があると思うんですね。そういった面の中で、株主への配当ではなくて、会社としての損金になるような形での利益といいますか、例えば入館券の無償配布とか、そういったことに置きかえることによってダブルでの課税とかにならないような、要はこの会社自体がその株主が支えてたり、もっと本当だと住民が支えてるような形に持って行ってほしいなと思うんですけども、そのあたりについての戦略がないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほどおっしゃった施設についてですけども、やはりハード面で町ができる改修と、全てが町がすると申し上げてるつもりはなくて、町ができる改修の部分と、やっぱりもともと営業的にやる部分については夢公社がやらざるを得ない部分がどうしても出てくると思います。そういった意味で、町が施設整備ができる部分については町が積極的にやっっていこうという形で整備をしていきたい。また、今ある施設について、洞窟風呂などを活用した誘客を検討中のございまして、そういった部分で何か新しい取り組みができないかなということについては、おんせん天国室と検討を進めていると聞いております。

それと、配当については、申しわけございません。食事券というんですか、そういう

形で配らせていただいている部分でございまして、おっしゃるように、配当という形ではございません。そういった面では、楓の利用券という形で配らせていただいているものでございます。申しわけございません。

○議長（中井 勝君） レストラン楓の件を質問されてましたけど、よろしかったらいいですけど。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 済みません。楓自体は指定管理という形になってない、施設としては。ということの中で、単純に無償貸与ということで夢公社が運営しているという認識でよろしいかということの確認だけさせてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 基本的に楓につきましては総合案内施設という建物でございまして、その施設管理をゼロ円管理ということでしていただいております。ただ、レストラン部分につきましては、ほとんどになるんですけども、個別の事業ということで夢公社の独自事業で町の施設を使って行っておりますので、その分については町のほうが一定の金額をいただいているということになっております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 済みません、町内外の別でございまして、町内が4万5,855人、町外が2万3,920人の6万9,775人となっております。夢千代館につきましては、日帰りの一般客がふえ、宿泊者が減となっているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 今議論になっているんですが、少し角度を変えて率直にお聞きしたいと思うんですが。創業30周年を迎えた。そして、施設は極めて老朽化が進んで大規模改修をしなければならないという状況になってきた。その30年経過をして、温泉を中心にした観光施設あるいは町民の健康維持施設であります。大きく町の事業に貢献をしている施設です。これを大規模改修を順次進めていくということは、現状のまま、また向こう30年こういう運営、今のままの事業内容で進んでいくと。こういうことで本当に第三セクターとしての事業が成り立っていくのかと思うんですが、観光への寄与にしても、あるいは町内経済の貢献あるいは町民の健康維持、大事な要素ではあるんですが、現状のままの内容をそのまま向こう30年展望しているのか、あるいは何か新たなものを加えたり変更したりということは事業体、会社として考えないのか、検討する必要があるのか。そのあたりはどのような位置づけをされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 1つは、全体のリフレッシュ館のあり方ということにもつながってこようかと思えます。このたびは、かなりの金額をかけて健康風呂の全面改修を行うわけでございますけれども、プールあるいは露天風呂、これから議員おっしゃるように老朽化の対応を迫られておりますので、全ての施設全体につきましてどうするかということ踏まえて、今も夢公社と協議をしているところでございます。本来でしたら全てのものをそういう方向性を出した上で、こういう改修に向かうというのが一つの方法だと思えますけれども、まずは風呂の天井が今危ないという現状を踏まえて、このたびの健康風呂の改修は行っておりますけれども、それに並行して全体のあり方を考えていくという方向でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 実はこの質問を私、合併してからずっと毎年繰り返しています。ところが、一度もそれに真正面から答えていただいたことはないんですね。検討はしますというお答えなんです。本当にこれだけ大規模改修で税金を巨額に投資する。このままでいいのかどうかという検討は、企業体として当然すべきです。税金を使った企業ですから、安易に、つまり基本的施設整備は副町長が答えられたとおり税金で行うという前提の企業体であるから、そこにみずから独自の知恵を出す必要がないという状態が続いているのではないか。それは、では会社の責任かと言えば、そうではなくて、施設を持っている行政の姿勢がそこで問われているのではないか。むしろ行政が会社に問題を投げかけて一緒に方針を定めていくということがない限り、企業体のほうから行政に問いかけるなどということがあるはずがない。そういう構造の企業体だということを実際に合併以降ずっと私は訴え続けてきているんですが、本当にこれだけ投資をするわけですから、もうここで方針を明確にする必要があるんじゃないですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 委員会の中でも、このリフレッシュ館のあり方について御提案といたしますか、課題をいただいております。30年たって今のままでいいのか。実は課題はたくさんあると思えます。例えば51%町の出資であります。一方で、社長は、言葉は悪いですけど、代表取締役として名目的な取締役になっている。そういう根本的な役員のあり方についても大きな問題がある。これは設立された、リフレッシュ館ができた時点から、こういう形で来ているという責任を誰がとるのか。そういう株式会社上の資本の町の51%のあり方、それから役員の実質代表取締役の、本来は代表取締役が全部責任をとるわけですけど、そうならないあり方。基本的なところのスタートをまず一度この30年を機に見直す必要があると思っております。

それから、老朽化については、多額の公費を使って改修するわけですけど、これは例えば浜坂にあるユートピア、これは年間1,500万円ぐらいの収益を上げるわけですけど、正職も配置してやっている。営業体として見る場合、こういった公費の使い方、税金の使い方、それから営業体というよりは町の健康施設としてどうあるべきかという視

点、こういったものをやはりリフレッシュ館にもきっちりと考え方を整理する必要がある。その上で将来のあり方、幸い新しく代表もかわりましたので、そういったところを新役員中心に考えて見直しを図っていく必要がある、そんなふうを考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） いろんな課題があり、今の町長の言葉のように、すぐそういうふうな検討をしていくような、やっぱり取締役会なりにそういう影響を与えてほしいなという気がします。具体的に今改修の事業が進んでおりますので、それについて、夢公社の決算の中で基金積み立てが8,000万円ぐらいあったんでしょうかね。今回、改修に……。

○議長（中井 勝君） 発言中ですけど、総務委員長、所管ですので。じゃなかった…（発言する者あり）ごめんなさい、間違いました。どうぞ。

○議員（15番 中村 茂君） いや、意外ですね。私はちゃんと認識持って発言しとるつもりですけど。

それで、何度か申し上げてきたことが、積み立てをこの改修に使えないのかなと。そのような気持ちで向かってくれるということは、すなわち金も出すし、意見も出すし、そういうもんでもう一回施設を何とかしないなということはずっと言ってきた。会社も二、三千万円ぐらいだったら出してもええと思っておりますということもあった。そういう中で、町が受け入れできんということは、何か去年の秋ぐらいだったかな、出たんですよ。何でできんのかなと。方法によってできる、例えば持ち分を分けるとか、町に1回寄附が無理だったら分けるとか、仕事を。工夫して何でできんのかなと。その辺ちょっと明快に回答をいただいたことがないもので、この際回答をください。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この場での回答はちょっと難しい面がありますので、ぜひちょっと検討というか、研究をさせていただけないでしょうか。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） いやいや、町は、改修に当たって夢公社に求めないという結論をつけとるんですよ。僕は検討してくれとずっと言ってきた。でも、それはできませんという結論づけとるんですよ。現在に至ってる。でも、何でできんのかなというのが僕は不思議で。かつて大改修をした平成4年ごろでしたかね、そのころやった、あのときも夢公社から寄附をもらって、その寄附も一部財源にして大改修をした。そんな経過もあって、時代が変わって、例えば税務処理も変わってということがあるのかもわからんけど、方法はあるなという気がするんです。だから、町長、検討と言われたんですけど、もう検討した結果が出てる。だから、何でそうなるのかなということを教えてほしいという質問です。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 施設改修を明確にこういうことをするというを目的を持って寄附をされる。そして、町に実際にその事業をやれということになると、指定寄附ということになって、できないということに結論づけられたと認識しております。

ただ、議員おっしゃるように、大きな施設整備の中で公的にできる部分と民間が活力を持ってやる部分、こういった部分を施設の性格あるいは利用の方針を明確にして、そこに投資をしていくという形に仕分けをして取り組むのであれば、夢公社の財源を活用させていただくということは可能ではないかと思います。今後の方針、こういった形での施設を活用していくのか、今後の整備の方向性を整理した上で、それぞれが持てる財源を活用して取り組んでいくということになるのかなと考えております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） そういうことがあって今回の改修ということも僕はあると思うんですよ。だから、そういう部分で夢公社の積立金が見えるような方法を模索すればいけるん違うかなと思うんだけど、何でそんなに使いたくないのかなという気がして仕方ない。それで、今おっしゃったことが何で今回の事業に当てはめられないのかなと。もしかしたら今の3,800万円をじゃあ町が見ますわと。本体の施設ですから、持ち主は町だから。だったら、これと関係づけて、こんな整備をしましょうなというか、それは夢公社がしてくださいというか。だから、とにかく工夫が足らん気がして仕方ない。これまで困ってる、年間の指定管理料をたくさん払ってる中で、少しでも下げるという努力をやっぱり会社もですし、町もしならんと。本当に一丸となって対策を打ってほしい。ずっと言ってきたけど、なかなかできない。もう残念で仕方ない。失礼しました。遅くはないし、これからさらにさらにリフレッシュしていく施設ですから、そういう部分では、いいてこ入れなり、いい助言なり、いい誘導、アドバイスをぜひ51%の中でやってほしい。よろしく。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） かつて中村議員も公務員時代、このリフレッシュ館の所管をしていた時代もあったと思います。この方向性をよくおわかりだと考えておりますし、ぜひ次なる一手を教えていただければありがたいと思っております。また、基本的な51%という株式のあり方、これについてもやはり30年たって論議する必要がある。要するに根本からもう一度、やはり委員会でも御意見いただいております。論議したいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。少し早いですけど、昼食休憩ということで、朝申し上げましたとおり、超小型電気自動車の説明を受けたいと思っておりますので、下の駐車場ぐらいに多分準備

できると思いますので。ということで、よろしくお願いします。午後は1時から。

午前 11時36分休憩

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案の訂正のおわびとお願いがございます。

この後、上程いたします議案の一部に訂正がございます。大変申しわけございません。訂正箇所は、承認第1号の専決処分の承認について、新温泉町条例第14号、新温泉町税条例の一部を改正する条例の附則の表中、左欄が附則第9条の2、中欄が附則の右欄の4行目の条例番号が記載漏れとなっておりました。空白部分に条例番号の14を記載させていただき訂正をお願いいたします。

確認が十分でなく、御迷惑をおかけして大変申しわけございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） わかりますよね、どこの訂正か。

それでは、会議を進めます。

日程第6 承認第1号

○議長（中井 勝君） 日程第6、承認第1号、専決処分の承認について（専決第1号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に従い、条例の一部改正の専決処分について議会の御承認を賜りたく、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） それでは、承認第1号、専決処分の承認について、新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを御説明申し上げます。

本件は、先ほど町長が申しましたように、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月29日に公布され、その一部がこの4月1日等に施行されたことに伴い、関係する町税条例につきまして専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により承認をお願いするものでございます。

なお、本件につきましては、去る5月31日の総務教育委員会で報告、おつなぎをさせていただいた中で、議長、委員の皆様からいろいろと御意見、御指導を賜っており、先ほど総務教育委員長が申しましたように、6月18日の委員会で御承認をいただきま

したが、今後は専決処分におきましては、たとえ地方税法の改正といえども事前協議、おつなぎし、慎重に行うよう万全を期して向かいますので、議員の皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、専決内容について審議資料4ページから17ページで改正の改め分、新旧対照表、改正概要を記載させていただいております。説明の都合上、審議資料15ページをお開きください。

新温泉町税条例の一部を改正する条例、専決処分についての概要をこれに基づいて説明をさせていただきます。ごらんとおり、大きな項目で3つの専決処分の内容となっております。

まず1つ目に、ふるさと納税制度の見直しについてであります。

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫することにより、各地の地域活性化につなげるため、ふるさと納税制度を見直しております。特例控除の基準が厳格に返礼品の返礼割合が3割以下、返礼品は地場産品、寄附金の募集を適正に実施する団体と定められ、総務大臣の指定、認定から外れると特例控除の6月1日から対象外団体ということになります。

新旧対照表では4ページ、第34条の7、5ページ、附則第7条の4、6ページ、附則第9条、6ページ、7ページ、附則第9条の2でその関連の改正を記載させていただいております。

2つ目に、住宅ローン控除等の拡充措置についてであります。

所得税の住宅ローン控除の改正により、申告手続の要件緩和となり、納税通知書送達後に所得税の還付申告等により控除が適用される場合には、個人住民税においても控除が適用されます。また、消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間の3年間延長など所要の改正がされます。

17ページをお開きください。下段のイメージ図のとおり、控除期間10年が13年と3年間延長されます。11年目以降の3年間の税額控除は、以下のいずれかの少ない額ということで、建物購入価格の3分の2%、3年間で2%の範囲、住宅ローン控除年末残高の1%、最大50万円。新旧対照表では、4ページ、5ページ、附則第7条の3の2で、その関連の改正が規定されております。

3つ目に、軽自動車税のグリーン化特例についてであります。

燃費性能等にすぐれた自動車の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例」28年度課税開始からの特例についてでございますけども、31年度分の軽自動車税の課税に係る所要の規定の整備を行うものでございます。本年度に取得する軽自動車は、16ページの表のとおり、軽減率が1年延長され、適用されます。その軽減特例により、来年度の課税額は参考の額になります。新旧対照表では、9ページから13ページ、附則第16条、13ページ、附則第16条の2でその関連の改正が規定されております。

その他では、法律改正に伴う用語、項ずれ等の所要の改正関係で、新旧対照表では7

ページ、8ページ、附則第10条の2、8ページ、9ページ、附則第10条の3、13ページ、附則第22条でその改正が規定されております。

以上、専決処分の説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 専決処分そのものについて、まずお尋ねいたします。

これは5月31日の総務教育委員会の資料で、改正の内容の一番最後のほうで、急いで議会を開催する時間的余裕がなく、住民サービスの停滞、低下を防ぐ等の観点から、やむを得ず専決処分を行うものとなった。冒頭で課長はおわびをしてるのかどうなのか、ちょっとよく私、わからないんですけども。要はこの文言は否定するということですね。いわゆるこの中で、ふるさと納税制度の見直しについては、これは6月1日ですから、恐らく同じ時期に4月1日、ほかの施行日が。こういうものと一緒の時期に来てるはずですから、分離して要はこれだけ、ふるさと納税の見直しについては臨時議会にかけるなり、そういう措置がとれたということをお認めになるんですか。その点、この前の総務常任委員会もちょっと話を聞かせていただいたら、まだその時点でもやっぱり議会を開く余裕がなかったと、そういうことをおっしゃってましたので、その点をちょっと確認をしたい。

それから、これらについては消費税の増税は関係ないのでしょうか、一切中身として。住宅ローン控除等の拡充措置ということで、これについては最後の2行目のほうに消費税率10%が適用されるという表現があるわけですけども、そのちょっと2点についてお尋ねをいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） ふるさと納税の制度の見直しについてでございますけども、こちらにつきましては6月1日が施行ということになっておりましたが、総務大臣の指定が6月1日から施行する、適用するということございまして、5月の段階では、どのような団体が指定になるのかという部分が出てまいりませんでした。それを受けて6月議会ということもありますが、4月の段階で不確定な要素がたくさんあるという中で、今回、3月31日に専決処分をさせていただきました。以上です。

消費税の関係でございますけども、こちらにつきましては、住宅ローン控除の拡充措置についても、これは消費税に伴うものでございます。また、軽自動車税のグリーン化特例につきましては消費税の関係する措置でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 何か初めのおわびをするというような話とまた全然話が違ってきて、6月1日のあれについては、時間があつたけども、ついでにやってもたということじゃないんですか、この専決処分は。これまでから議会の中でも、たびたび

この専決処分については議会の権限を侵すものであって、そこら辺のところをきちっとわきまえてやるべきだということを何回も申し上げてた、ほかの同僚議員からも出ておったわけでね。やっぱり今の課長の説明では、何か特別こういうことが当たり前だというような発言にしか聞こえないんですけど。やっぱりこういうことについては、きちっとわきまえて言っていたかんと、何か矛盾したようなことを言ってはるように思うんですけども。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 同じような回答になるかもわかりませんが、総務大臣の指定が6月1日施行と、適用ということの中で、この分の中で5月にどの段階でそういう団体の公表なり指定があるのか、また議会を開くタイミングなり、なかなか時間的余裕、そういう公表される日程、日にちがわからないという状況の中で、今回の6月1日施行、住民に対してのサービスの停滞とか低下を防ぐということも判断しながら、今回の専決処分とさせていただきます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 専決の日付なんかも見せてもらいながら、総務委員会などの資料も見せてもらいながらちょっと確認させていただきたいんですけども、いずれにしても、それぞれの法改正の日付と、それから施行のタイミングというのを確認する必要があると思うんです。このたびの地方税法の改正に関しては、去年の暮れには内容が恐らく出てたと思うんですよ。国会の審議などで3月29日の地方税法の改正、一番早いもので4月1日施行。今たびたび議論になってるふるさと納税制度の見直しに関しては、これも当初から6月1日施行というのは出てたわけで、この部分に関して条例改正を待った理由というのは、総務大臣の適正にふるさと納税を取り扱ってる団体としての指定が決定するのを待ってたということではないですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 平澤議員がおっしゃいましたように、地方税法の一部改正が3月29日に公布され、その中で4月1日の施行分、6月1日の施行分ということがありました中で、ふるさと納税につきましては6月1日から施行するということが出てきました。6月1日ということの中で、5月の段階でいつ公表されるのかというのがわからない部分、また6月議会に出せない部分で、6月1日からの施行分の該当者なり対象者が出てきた場合のような部分の住民サービスへの停滞、低下ということを考える中で、3月31日の専決処分とさせていただいたという経過でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 今回のこの専決に関しては2点ちょっと気になる点があります。1点は、3月29日の法改正で4月1日施行の改正内容にかかわる部分、これに関しては3月議会の委員会の中できちっと説明することができたのではないかと。条例改正まではできなくても、内容はもう固まってるわけですから、当然その点をきちっと

説明していただいて、結果として専決にならざるを得ない日付であるのは仕方がないのかなと思いますが、3月の委員会で説明していただきたかった部分かなと思います。

それと、6月1日施行のふるさと納税に関しては、確かに泉佐野市等の団体がこの対象から外されたという報道が出たのも5月の終わりだったと思います。その決定がされてから6月1日施行までの間、この5月31日に委員会が開催されているので、このタイミングで日にちがあれば専決じゃなく、委員会を開いて臨時議会、日にちがなければ専決となろうかと思うんです。確認させていただきたいのは、総務省の総務大臣の指定がはっきりとされた日付というのはいつなんですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 総務大臣がふるさと納税の対象となる団体の指定を公表した分につきましては、5月の14日に公表いたしております。

済みません。それと、3月の常任委員会で前課長が、委員会の中で今回の3月29日の地方税法の改正に伴う改正について、4月1日施行分、ふるさと納税のちょっと内容までは確認できてないんですけども、地方税法にかかわる一部改正の公布が3月29日になるので、その分については専決をお願いしたいということの常任委員会での報告はいたしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 専決対応をお願いしたいということがわかっているのであれば、当然改正内容、事前に早い段階で通知が出てると思います。私、いろいろちょっと調べた感じだと、去年の暮れにはやはり地方税法の改正案についてというのは総務省のほうで取りまとめられておりますし、その中身が国会の中で審議されているというのも当然情報としてはあるわけですから、内容がこのような形になるということ、その部分を今の5月末の委員会資料で説明した内容であるとか、その部分というのは本来3月の中できちっと委員会資料で出しておくべきだったんじゃないかなということを申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 議員の言われるとおり、3月29日が公布の日ではありますけども、概要についてはあらかじめわかっている部分がありますので、予定とかなりで口頭の改正のお願いということではなく、ある程度案というような段階でも委員会の中でお示しをするべきだったのかなと感じております。今後は気をつけますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ふるさと納税制度の見直しについて確認等をしたいと思います。

返礼品の割合3割という文言、それと地場産という文言、地場産ということについて

は以前テレビの中で、とても困ったというのは、そのときのテレビの内容では、肉のたれをつくってる。地場でつくってて、肉はほかの地域の肉を使ってたというのがあって、でも、それは最終的には何か認めてもらえたということがあったように報道ではなされたようにちょっと私は記憶してるんですけども。本町の場合に、そういった微妙なものが現時点であるかどうか、確認されてるかどうかわかりませんが、それについてお聞きしたいのと、もう一つ、3割の定義なんですけども、これは例えば事業者の努力によって町から支払う額が3割であればいいのか、総務省なんかから見て、これはちょっと3割超えてるんじゃないかというものを別の角度から評価されてしまうのか、そのあたりについてお聞きできたら回答いただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） ふるさと納税の制度の内容については、税務課では少し知り得ることができない部分もあります。ただ、総務省が公表している部分で今回の改正ということで出させていただいておりますので、また詳細がわかるところについては担当課でも説明をいただけたらありがたいと思います。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず1点、ふるさと納税の返礼品として微妙なものがあるかということにつきましては、精査はいたしておりません。地場産のものというものの中には、加工であるとか、そういったことも含まれてくるということの中で、その部分は今後精査しなければいけないと思います。

それから、3割を別の角度からという御質問でございましたけども、その部分についても改めて精査をしなければいけないと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） この税条例を専決処分をするという判断の基準ですね。どういう場合に専決処分ができる、どういう場合にできないと、その判断の基準を教えてください。

それから、4月1日に条例がなければ住民がサービスの低下あるいは停滞をこうむると、こういうことってというのは、どんなことが想定されるんですか。具体的に教えてください。

それから、今議論がありましたふるさと納税制度の見直しというのは、返礼品を3割以下に抑制するというだけだったんでしょうか、改正点。

それから、住宅ローン控除の拡充措置というのは、そもそもなぜそういう拡充措置をしようというふうにしたのか。グリーン化特例についても、なぜこういう特例をつくったのかということについて、御承知であれば教えてください。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 専決処分の概要につきましては、先ほどから言ってますよ

うに、3月29日の地方税法の改正の法律が公布されたという中で、施行日が4月1日については議会を開く部分の時間がない。また、先ほど言ってます6月1日につきましても、5月の段階ではまだ公表が未確定という要素もありまして、今回の3月31日の専決処分ということにさせていただいております。

住民サービスの停滞、低下ということの中では、4月1日から対象になり得る軽自動車のことについて、その税の措置が受けれる部分が4月1日の施行になりますので、その分の対象者を救済するという観点で施行を4月1日の分についてはさせていただきましますし、6月1日につきましては、指定団体を外れる団体ということが6月1日からありますので、住民がそこら辺の寄附をした場合に不利益なり、またどうすることもできないということになるケースもありますので、その辺もあわせて議会を開く余裕もなかったという分とあわせて、それで今回の専決処分と一緒にさせていただいたということになっておりますし、先ほどから言ってます住宅ローン控除の拡充とか軽自動車税のグリーン化特例につきましては、消費税が上がることよっての拡充措置でございます。

○議長（中井 勝君） 1点答弁の中に、議会が開くいとまがなかったというのは不適切な発言ですよ。一つも相談を受けてません。注意しておきます。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長、議員を経験されているわけですが、そもそも条例の議決、審議をし、議決をするというのは、議会議員の最も重要な仕事の一つですよ。それを議会の審議を経ずに町長が専決で処分をするということは、どういうことになるのかというのが私のそもそも議決権を侵害するものではないかと、そこから考えたかというのが最初の質問です。

それから、ふるさと納税の改正点というのは、3割以下に下さいというのと、泉佐野市のような地場産品を持たないもの、返礼品にそういう地場産品を使わなければだめだよという2つの改正だということだったんですが、結局これこういうことになったのは、そもそも4年前になりますか、2015年の改正でワンストップ特例とか、それから控除額を大幅にアップするとかということをやって、いわば返礼品の地域間競争をあおる行為を国がやってきた。その結果としての泉佐野市のような一般に使われている商品券を買い取って、それを返礼品に充てるといって、彼らは一生懸命知恵を發揮したということではないかと。

そうすると、3割だよ、地場産品だよと限定しても、またその地場産品をどういふもので線を引くか。先ほど質問があったように、結局どこでどう線を引くのかというのがまた問題になってくる。矛盾が矛盾を呼び起こすという、結局私が以前から指摘をしている、これは地域間競争をあおって、しかも税の移転をするという、本来我が町に入る税金がよその町に入ってしまうとかということの根本的な矛盾を持ち合わせたもので、改正などと言えるようなものではないですよ。どう思われますか、そのあたりは。

そのほか、住宅ローン控除、軽自動車税のグリーン化特例なども、一体誰のためのこ

これは特例なのか。要は消費者である住民の利益のためだと理解されてるんですか。商品が売れなくなったら困るという側の救済措置ではないか。つまり消費税増税によって物が売れなくなる、家が売れなくなる、車が売れなくなる、その対策のためのこれ、それぞれの対策案ではないんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） ふるさと納税制度の見直しに伴います考え方でございますけども、国からいろいろな資料が出ておりまして、その文言をかりるわけでございますけども、制度の健全な発展に向けて一定のルールの中で地方団体が創意工夫することによって、全国各地の地域活性化につなげるために、ふるさと納税制度を見直すということで今回の改正が行われております。

また、どういったものが地場産品ということで位置づけられるかというのは、かなり難しい部分があると思いますけども、そのあたり制度の改正なり条文なりを見る中で、適正に運用してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（9番 谷口 功君） 答えられないんだったらええけど。

○議長（中井 勝君） 答えられないらしいです。

○議員（9番 谷口 功君） いいです。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。それでは、質疑を終結し、討論を行います。

最初に、本案に対し、反対者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 失礼します。新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について反対討論をいたします。

今、議論がありましたように、何よりも税条例を専決処分で行うということについては、もってのほかと言わざるを得ません。仮にこれは現行のままの条例で今日推移したとして、住民の皆さんには何ら不利益は発生しません。税法が改正されているわけですから、その法律に従って条例の改正が間に合わなければ遡及適用するというのが通例でありますから、何ら住民に不利益が生まれるはずがないと理解をいたします。

それから、このたびの地方税法の改正というのは、特別法人事業税や譲与税法、森林環境譲与税法等の創設も含めて、消費税増税を行うその対策案をこのたびの地方税法の改正で行うというのがほぼ中心であります。ほとんどこれにかかわるものであって、低所得者層を救済するためだという前提条件をつけて、さまざまな改善をするというのが主な中身になっています。

消費税というのは、そもそももともと低所得者層ほど負担割合が重いということが言

われております。今ここへ資料を持ってくるのを忘れてはいたけど、明らかに低所得者のほうが消費税については負担割合が重い。これに見合う対策をとるならではありますが、増税分全てを継ぎ足したとしても、低所得者層を救済することはできない仕組みであります。したがって、このような税法の改正、そして我が町の条例改正をしたとしても、低所得者層の救済にはなりません。

ふるさと納税制度についてであります。そもそも寄附控除という形式を利用して事実上税の移転を行うものであります。これが結局自治体間の競争を生む制度設計となっているわけであり。先ほど申し上げましたように、2015年の法改正で控除の上限を2倍に引き上げる、それからワンストップ特例導入、それ以降、返礼品競争が激化をしています。つまりこの矛盾の呼び水というのは、政府みずからがつくり出したものであります。制度運用にかかわる自治体の対応だけを問題にしても、一方的に規制をかけるのみではこの根本的な制度の抱える矛盾を解決することにはなりません。結局今以上にさらに激しい競争に追いやられていくというのが現実的な課題であります。

以下、次の税条例の改正の基本点も同じでありますので、反対をいたすものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立12。多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第44号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第44号、新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、説明の都合上、審議資料の19ページをごらん

ください。

本年の国政選挙を前に法改正が行われております。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の概要ということで、まず1つ目が選挙執行経費基準法の改正でございます。2つ目が公職選挙法の一部改正ということになっております。

今回、条例の一部改正をお願いするのは、1つ目のほうの(1)基準額の改定及び選挙の執行状況を踏まえた規定の整備ということで、参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改定を行うとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定を設けるというもので、この経費等の基準額の加算により、今回の条例改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、前ページに戻ってください。新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表、左側が現行、右側が改正案でございます。区分のところで選挙長から開票立会人まで報酬の額が変更となっております。選挙立会人、期日前の投票立会人、開票立会人が1000円の増、それ以外は200円の増となっております。

条例本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第45号、新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域再生協働員を嘱託員とするため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして副町長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 失礼いたします。地域再生協働員の制度につきまして、審議資料の21ページをお願いいたします。

こちらの要綱につきましては、県の要綱でございまして、この趣旨として、要綱第1のところ、集落の持続性を高め、地域外の人材を積極的に活用し、事業に取り組むとされております。

また、事業概要として、第2のところ、県と市町が連携し、地域の実情に合った小規模集落の維持・活性化に資する活動を促進という形になっております。また、県の役割としては、予算措置、人材の紹介等が考えられております。また、町の役割としては、県から委託を受けて地域再生協働員を確保、委嘱し、そして事業費の一部負担ということで、これは次のページにございます県要領のところ、4分の1負担となっております。

また、対象といたしましては、小規模集落をおおむね10集落以上有する市町として、新温泉町も対象になっているというところでございます。これが第3の対象のところに書いてあります。

また、対象となる人材については、居住地や特別な制限は設けないということで、第3の(2)のところに対象人材ということで定められております。

活動経費につきましては、次のページの県実施要領の第6のところ、活動経費につきましては、市町は、活動経費の4分の1を負担する。県は、その活動経費の全額を町から一旦負担をしていただいた額を含めて、4分の4の部分ですが、280万円を上限として委託費として支出するという形になっております。その県の制度に対応するために、次の24ページでございますけれども、新温泉町の地域再生協働員という形で要綱を設置するものでございます。この設置の第1条として、人材を積極的に活用して地域の持続性を高め、新温泉町の地域再生協働員を設置すると。勤務条件といたしましては、第5条のところ、新温泉町の非常勤の嘱託員として、報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給すると定めております。

議案第45号の条例を見ていただきたいんですけども、地域おこし協力隊と同様に、地域再生協働員を20万8,000円以内という形で報酬を定め、附則で、この条例の施行日につきましては、令和元年7月1日からの施行としております。

なお、条例上の規定としては、報酬20万8,000円と規定しておりますが、一般の協力隊員と同じく通常については16万9,200円という形で報酬を支払う予定にしております。

また、委員会場で御指摘ございまして、この地域おこし協力隊と地域再生協働員の

比較について本日資料を配らせていただいております。国の制度の地域おこし協力隊については、1年間を通して行った場合について特別交付税で措置されるということになっておりまして、これが表の中ほどちょっと下に財源というところにございますけれども、400万円という形で、ただし、活動期間は1年以上という形でございます。

この地域再生協働員については、地域おこし協力隊の制度にほぼ近いんですけれども、その前後、要するに地域おこし協力隊を3年間活動した後に引き続き活動するケース、あるいは今回考えておりますのは、地域おこし協力隊になる前に、ある一定期間、1年未満の期間で実際に活動していただくという形で、町が4分の1の負担をする中で、少しでも町の負担を軽減し、実際の活動の導入部分でこの制度を使っていきたいなというところがございます。

報酬については、地域おこし協力隊、地域再生協働員ともにおおむね200万円程度ということになっております。また、活動費につきましては、全体の隊員の活動費が、地域おこし協力隊の400万円に対しまして地域再生協働員が280万円ということになっておりますので、活動費が若干少なくなっているというところでございますが、この点につきましては、一番最下段のところに書いておりますけれども、パソコンや活動車両の部分について、地域おこし協力隊と共同使用することなどによって対応していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） まず、兵庫県版ということでお伺いしたいんですが、もともと県の要綱で趣旨が語られているわけなんですけれども、活動内容、それから本町のこの制度を取り入れたいと思っている趣旨、そのあたりをはっきりさせる必要があるのではないかなと思います。地域おこし協力隊に関しては、現在も募集中で埋まらない状況がある中でまた新しい制度を使ってやる、先ほど少し触れられましたけども、この制度自体のメリット、それからそれをどういうふうはこの町に取り入れていくのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほど申し上げましたけれども、地域おこし協力隊と活動内容はほぼ同じでございます。ただ、先ほども申し上げましたけども、地域おこし協力隊は1年間活動しないと財源措置がない、要するに全額町負担になってしまうと。実際に活動していただく方が本当に募集をして、来てやりたいという意欲はあるんですけれども、なかなか本当に1年間やっていただけるかな、どうかなってわからない方がいらっしゃる。これが地域おこし協力隊の前に、こういった県制度を活用して、町の負担が4分の1で、うまくいけば国の制度に移っていこう、もう一つは、国の制度を活用して3

年間頑張ってくれたんだけど、自力でもう活動が順調に自分の力でやっていけるっていうふうにならないう方も出てくるかと思います。そういうときには、この制度を使って町、県の支援を受けて3年間活動できますので、それで地域に定着していこうというふうに活用することで町への移住者をふやしていくきっかけを逃さないために、この制度を活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 今、副町長が答弁されましたけれども、地域おこし協力隊への移行っていうのが人によっては可能なのかなと思いつつ、現在考えられている中で、住民票の異動が必要がないというところからいうと、もともとの居住地が3大都市圏であったり、対象地域であったりする人に関しては、わざわざ住民票を動かさなくてもこの地域にお試しで来れる、これ総務省の地方創生推進交付金の事業で、県に国費が入る、もともと国の制度ですよね。その国の制度設計の中では、お試し地域おこし協力隊として多分制度を考えられたもんだと思います、移住しやすいようにということで。それで住所要件が緩くなってるんだと思うんですけども、今おっしゃったような内容ですと、もとの制度は、特に地域おこし協力隊に移行することを考えてやってるわけではないと思うんですが、現状、確かに応募の内容に対して満たされてない状況ですので、そこにつなげる方策っていうか、方針というのはお持ちなんですか。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） おっしゃるように、もともとの制度としては、地域おこし協力隊に来られた方が、お試しとはなってるんですけど、住所要件なしということは、移ってきて、住所移してますよ、そのままいって対象外になっちゃいますんで、住所要件をなくして、そのままいって今おっしゃった交付金を活用してやりましょうという趣旨で制度の説明がございました。ただ、住所要件がないのであれば、もともと来た方がまさにお試しでやっていただいて、本当にできるな、これは1年以上活動できるなということがある程度イメージできれば、地域おこし協力隊に移行して定着をしていただくということは可能だと思いますので、そういった意味で、実際にやってみたいという方の気持ちを何とかつかないでいって大事にしていきたいなという部分で、今回の制度にのっていかうと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 上手に流していただきたいなと思うんですけども、今回の議案の中で補正予算が牧場公園で上がったと思うんですが、この事業に関するもので上がったと思います。想定されるような人っていうのが、もう県から紹介されるような形である程度見えているんでしょうか、それだけ最後確認させてください。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） この実際に募集については、県が募集するんですけども、県が募集して集めるケース、また、町から推薦するケースがございまして。今回の対象者

については、町に事前に紹介があった方がございまして、地域おこし協力隊としてはちょっとまだ明確には難しいなということで、私どもから推薦をしております、これからその方を対象に考えていきたいなと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 4 6 号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、平成 31 年法律第 2 号の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 議案第 4 6 号、新温泉町税条例等の一部改正についてを説明させていただきます。

それでは、まず、新旧対照表の条立てについて説明をさせていただきます。

審議資料 2 6 ページ、新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回の一部改正は、2 6 ページの左肩、第 1 条関係から 3 6 ページの左肩、第 4 条関係までの 4 条立てでの改正といたしております。この中で、令和元年度制度改正の内容と年次的な改正を行うものでございます。

それでは、今回の税条例の改正内容について説明をさせていただきます。

審議資料 3 9 ページをお開きください。この資料の記載についての説明をさせていただきます。

例えば 1、町民税関係で（改正条例第 1 条、第 2 条）と記載しておりますのは、新旧対照表の 2 6 ページからの第 1 条関係、3 2 ページからの第 2 条関係に改正内容が載っているという意味でございます。①のところでは、第 2 4 条関係とあるのは、新旧対照表

の条項を示しています。また、その下の執行日は、その条項の施行の日でございます。この後の説明では、新旧対照表の条項と施行日の読み上げについては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、一部改正の概要で説明した内容につきましては、新旧対照表での説明は省略させていただきます。

それでは、まず1つ目、町民税関係の改正で、改正条例第1条、第2条に規定する内容でございます。子供の貧困に対応するための単身児童扶養者の非課税措置、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項の整備でございます。①につきましては、児童扶養手当を受給している児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者を非課税措置とするものでございます。

次に、②は、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への整備でございます。給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合は、扶養親族等申告書に記載しなければならないことへの整備でございます。

次に、③でございます。申告書記載事項の簡素化で、給与等で年末調整の適用を受けた納税義務者が個人住民税に関する申告書を提出するとき、所得税の確定申告書の記載事項の簡素化に準じて、所得控除額等の記載事項について簡素化できるように所要の措置をしております。

次に、2、軽自動車税の見直しについてでございます。

改正条例第1条から第3条関係に規定する内容でございます。①は、軽自動車税の環境性能割の税率軽減で、軽自動車税の環境性能割について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた軽自動車であって自家用のものを取得したときに限り、税率を1%軽減する臨時的軽減措置を講ずるということでございます。表のとおりでございます。この減収分につきましては全て国費で補填するということになっております。新車、中古車を問わず対象ということ、また、免税点は50万円以下となっております。

次のページの②は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、兵庫県知事が環境性能割の賦課徴収をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき判断すること等を定めること、並びに税額に不足額が生じた原因が、偽り、その他の不正の手段により認定を受けたことを事由としてその認定を取り消されたことによるものであるときは、不正を行った自動車メーカー等を不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税を課すなどの措置として、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算する整備でございます。

③は、軽自動車税の環境性能割の非課税、減免特例を兵庫県と調整の上、同様の規定へに見直し、県の規定では、日本赤十字社が所有する救急自動車、へき地巡回用診療車、血液事業用自動車は環境性能割を減免することとしておりまして、町は、規定が必要なくなる整備と兵庫県の軽自動車税の環境性能割を減免する三輪以上の軽自動車の減免規

定と同様になるように、町もその扱いを兵庫県の自動車税の環境性能割の例により減免するとし、兵庫県の規定に合わず整備でございます。

次の④は、軽自動車税のグリーン化特例で、燃費性能等にすぐれた自動車の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例について、軽自動車税の種別割について、現行軽減特例を令和2年度取得分に適用対象とし、電気自動車等にあっては令和4年度取得分までの適用対象とすることとなっております。令和2年度取得分の表、令和3年度、令和4年度の取得分については、ごらんの表のとおりでございます。

次のページでございます。3の法人町民税関係、改正条例、第4条関係に規定する内容でございます。①は、大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置で、平成30年度改正により、大法人、資本金が1億円超の納税申告書、確定申告書、修正申告書等の電子申告が義務化されたことに伴いまして、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められた場合、書面による申告書の提出を可能とする措置を規定するものでございます。国税と同様、地方団体の長の承認に基づき、電子的な提出に変えて、書面による申告書の提出を可能とするものでございます。国税において承認された法人等については、地方団体の長の承認を不要ということになります。

以上、今回の税条例の一部改正の概要を説明させていただきました。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則の説明をさせていただきます。

議案第46号のページから3枚めくっていただいた左のページの中ほど下になりますけども、附則ということで、施行期日があります。第1条は、この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、(1)の第1号から次のページの(4)の第4号までをそれぞれ改正条項の施行日として規定いたしております。1号では、公布の日の施行の条項、2号では、令和2年1月1日施行の条項、3号では、令和3年1月1日施行の条項、4号では、令和3年4月1日施行の条項というように、それぞれの施行日を規定いたしております。

次の第2条、第3条は、町民税に関する経過措置でございます。第4条は、固定資産税に関する経過措置でございます。第5条、第6条は、軽自動車税に関する経過措置で、先ほど概要で説明しました一時的な措置、対応などを定めておりますので、御清覧をいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと基本的なことをお尋ねいたします。

なぜそれぞれこういう改正が必要となったのか、その点がわかれば教えてください。これも消費税絡みなんですか。いわゆる10月に消費税増税が一応予定されておりますけども、それに関することがここに関係していると、どう関係するのか、もしそれが

消費税があれするんだったらどのように関係するのか、ちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） やはり住民の暮らしをよくする景気対策という部分もあるかと思いますが、消費税が上がることによりまして住民への負担なりもふえてくる分もありますけども、それらに対応して、やはり住民の暮らしをどのように守っていくかという部分での改善措置、拡充措置ということで、住民税の関係の見直し、また、軽自動車税の見直しにつきましても、やはり環境との問題もありますけども、車のほうの景気という部分も絡んでいる部分もあろうかと思います。

あと、法人税、町民税の関係については、これは30年度の改正によって出てきた分の簡素化的な部分でございますので、今回の税とはあんまり関係ないかもわかりませんが、事務の効率化ということだろうと理解いたしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 暮らしの改善はそりゃ結構なことなんですけども、今、年金問題などもちょっと、削減問題も大きな争点になってますけども、棚ぼた式でこんなもんをもらえるとよくなるとは思えないんです。したがって、私は、消費税の増税の、いわばそれを全て還元しますっていうような、今、安倍さんあたりがそういうことを言ってるわけですから、そのあれがこれなのかなと。事務の簡素化とか、あれはまたちょっと別なあれですけど、やっぱり環境の問題でも日本は守ってないでしょ、京都議定書の内容を。そういった例えば自動車業界からの要請で、国内で車が売れるようにとか、そっちのほうにやっぱり上ってくるんですけど、その点はどのように考えておられますか。当然文献なども読まれて内容をしっかり頭に入れて説明してあると思いますけども、どうですか、その点。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 内容の詳細につきましては、地方税法の改正、国の制度の改正というようなこともありまして、それに準じた改正ということにしていますので、詳細についてまではちょっと分析をいたしておりません。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。そのほかはいいいですか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 先ほど少し討論の中で申し上げたんですけど、特別法人事業税と譲与税に関する説明が一切なかったんですが、地方税法の改正にはその部分が説明されているわけですけど、我が町には全く影響がないことなんですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 議員がおっしゃった分につきましては、新温泉町には該当してない部分であり、今回の改正の中には入れておりません。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（9番 谷口 功君） よろしいです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立13、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第47号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う改正及び令和元年度国民健康保険税率の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） それでは、議案第47号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の47ページをお開きください。国民健康保険税条例の一部の改正の概要ですが、1つ目は、課税限度額の見直しでございます。基礎課税額の賦課限度額をことし3万円引き上げ、61万円とするものでございます。これは、保険税率の引き上げだけで必要な保険税収入を確保することとなれば、高所得者層の負担と比較し、中間所得者層の負担がより重くなることから、賦課限度額を3万円引き上げ、61万円とするものでございます。

2つ目は、軽減基準額の見直しでございます。国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯を拡大するため、軽減判定所得を引き上げ、救済するものでございます。5割軽減の軽減基準額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の軽減基準額を50万円を51万円に引き上げるものでございます。これは消費者物価、また、生活水準等を考慮して見直しを行うものでございます。

3つ目に、令和元年度国民健康保険税の税率の見直しでございます。この見直しの概要につきましては、48ページの税率算定資料で説明させていただきます。

1、納期等につきましては、昨年と変わっておりません。

2、賦課限度額につきましては、先ほど説明いたしましたとおりです。

3、低所得世帯に対する均等割及び平等割の軽減につきましても、先ほど説明いたしましたとおりでございます。

4、国民健康保険税の税率算定に係る算定基礎につきましては、医療分・支援金分では、平成30年度に比べ世帯数が54世帯、被保険者数が183人減少いたしております。課税対象所得金額も4%減少しております。これは、漁業関係者、サービス業は、観光客の減など景気の低迷の影響、また、世帯、人数等による所得減が要因と考えられます。その下の表、介護分につきましても、世帯数、被保険者数が減少しており、課税対象所得金額も減少いたしております。主にそれに伴う所得減となっております。

5、国民健康保険税の税率についてですが、49ページの資料で説明をさせていただきます。

49ページをごらんください。この表は、国民健康保険税の税率を年度ごとであらわしております。1の医療分の令和元年度の欄を見ていただきますと、本年度は基金5,000万円を取り崩して繰り入れするように計算いたしております。所得割額では6.52%、0.96%の減、1人当たりの均等割額は2万3,200円で、3,000円の減となり、1世帯当たりの平等割額は1万7,400円で、2,800円の減となっております。その右の欄には平均税額の1世帯当たりの額を表示しております、8万7,715円で、昨年より9,525円の減額となります。1人当たりでは5万3,930円で、昨年より4,420円の減額となっております。表の右ほどに7割軽減の欄があります。世帯数は38世帯の減となり、575世帯となります。その右の欄の5割軽減では、世帯数が16世帯減となっており、2割軽減世帯は17世帯の減となっております。

次に、真ん中の表でございます。2の支援金分は、本年度の所得割額が1.21%で0.29%の増、均等割額は4,300円で1,000円の増、平等割額は3,300円で800円の増となっております。平均税額の1世帯当たりでは1万6,527円となり、昨年より3,926円の増、1人当たりでは1万161円で、昨年より2,600円の増となっております。

次に、3の介護分でございます。本年度の所得割額は2.97%で0.06%の増、均等割額は1万4,900円で300円の増、平等割額は7,800円で100円の増となっております。平均税額の1世帯当たりでは4万51円となり、昨年より2,289円の増額となります。1人当たりでは3万2,628円で、昨年より1,744円の増額となります。これらの軽減のそれぞれの額につきましては、新旧対照表の44ページから46ページに記載してあります。それで、この表の一番下になりますけれども、本年度の税額の調整でございますが、去る5月23日に開催をいたしました国保運営協議会で諮っていた

き、決定いただきましたとおり、前年より引き下げを基本とし、基金5,000万円を投入して5年連続で前年より引き下げをいたしました。兵庫県下でも上位の低さの国保税となっておりますし、但馬では一番低い設定となっております。

詳細は、表の左下、令和元年度の欄を見ていただきますと、平均税額の1、医療分から3の介護分までの全体での1世帯当たりの合計額は14万4,293円となりまして、3,310円の減額でございます。2.24%の減というふうになります。1人当たりの合計額は9万6,719円となり、76円の減額で、0.08%の減となっております。

それでは、新旧対照表の説明をさせていただきます。

42ページをお願いいたします。右側の改正案を見ていただきますと、第2条第2項では、課税限度額を61万円に引き上げる改正を行うものでございます。中ほどの第3条では、医療分の所得割額の税率の改正で、第4条で、均等割額を先ほど表で説明いたしましたとおり、2万3,200円に変更するものでございます。第5条では、世帯別平等割額の変更ですが、第1号では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の金額を1万7,400円に変更するものでございます。

43ページの第2号の特定世帯の金額8,700円は1万7,400円の5割の額となり、第3号の特定継続世帯は1万7,400円の4分の3の額、1万3,050円となります。第6条から第7条の2までが後期高齢者支援金分の率の変更でありまして、第8条から次のページの第9条の2までが介護分の率の変更となっております。

44ページの第23条には軽減額を記載しておりまして、第1号が7割軽減の額の変更を記載いたしております。次ページの45ページの第2号が5割軽減の変更を、次のページの46ページの第3号に2割軽減の額の変更を記載いたしております。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。1の施行期日で、この条例は、公布の日から施行する、2の適用区分は改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例の改正案の説明につきましては以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 一般質問などでもありましたけども、国保税の問題については、5,000万円今回投入されるということですけど、繰り入れをするということで抑えてるという話ですけども、実際にもうそれこそ1億円ぐらい入れてもいいのではないかなど。毎年入れたけども、実は使いませんでしたって言ってまた基金に繰り戻しですか、こういうものをずっとこの近年繰り返しなんですね、実際のところ言って。

ちょっと聞きたいんですけども、今説明がありましたけども、最高税率については、これは58万円から61万円に上がると。その後、この42ページの資料をみます

と、所得割、それから均等割、平等割と、ここら辺は下がってます。43ページの中ほどに後期高齢者支援金等課税額、これから介護保険の関係などは全てこれ上がってますね。これはどうしてこういうことになるんでしょうか。全体的に下げる意味であれするんだったら、やっぱり後期高齢者も、それから介護保険の関係も下げるのが筋ではないかなと思うんですけども、そこまで5,000万円じゃ及ばないということですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） ただいまの国保税の引き下げについてでございますけども、本年5,000万円の基金を繰り入れるということもありますけども、それと県から昨年も激変緩和措置ということで5,000万円ほどいただいた経過がありますけども、本年につきましても激変緩和措置で3,000万円をいただくことができております。といいますと、先ほどの基金の繰り入れ5,000万円と激変緩和措置の3,000万円が収入として入ってくるということで、8,000万円の投入ということになっておりますので、今回はここで妥協点を出しているということでございます。

続いての支援金分と介護分の額が増額になっているということでございますけども、これは、49ページの表を見ていただいてもわかると思いますけども、支援金分と介護分につきましては5,000万円の基金の投入が反映されていないところでございますので、県が算定してくる納付金の支援金分、また、介護分の算定額がありますので、それによって出してくるということで、どうしても高くなっていくと。人数も減っておりますけども、県の算定額自体が昨年並みぐらいな算定額が来れば、どうしても必然的に上がってきているというところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ある程度わかりました。

そうすると、後期高齢だとか介護の関係は町からその部分について、後期高齢も、それから介護も当然個人の負担があるわけですから、それを例えば国保基金から出すとか、そういう形にはならないんでしょうか。私は、そういう部分も極めて皆さん大変なわけで、負担が、当然そういったところもしっかりあれをするということが必要じゃないんでしょうか。後期高齢でも本当に低所得者が多いわけで、それが結局は滞納になってくるって悪循環っていいですか、やっぱりそういったところも今後の施策で考える必要があるのではないかなと思うんですけど、どうでしょう、その点。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 御指摘の部分につきましては、検討することも必要かと思っておりますけども、現在の段階では、その5,000万円を投入を全体の医療分に投入することで、全員に恩恵が受けれるようになってきているところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 税率、全体でトータルで見ると下がるということで、結

構な話なんですけど、少しお伺いしたいのが、48ページの説明をあえて飛ばされたんですけども、算定割合の表についてお伺いしたいと思います。

昨年度で資産割が段階的になくなってゼロになりました。所得割50の均等割35、平等割15という形で全体の事業額に対して税率をつくっていったと理解しております。段階的に資産割が下がる関係で、この50・50の割合というのは恐らくいろいろ来てると思うんですけども、このたびの税率改正の議論の中で、いわゆるこの応能部分である所得割の50と、それから応益部分である均等割、平等割の50の割合、これに関する議論は出なかったんでしょうか。

なぜこういうことをお伺いするかといいますと、医療分の説明、上の段の算定基礎の部分で、景気低迷により課税対象の所得金額が減っているという内容でした。今、現行の制度ですと、75歳以上が後期高齢者になるという関係上、どうしても高齢世帯はふえつつあるけれども、どこかで減ってくる。現役世代の割合がふえてくる可能性があると思うんですが、現役世代で国保の場合ですと、社会保険に入れられない人が多くなってくると思うので、所得割が高いと現役世代層の負担が大きくなっていくように思うんですけども、この50・50の割合と被保険者の年代の構成を教えてください。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 48ページの算定割合、賦課方式でございますけども、昨年からは新しい国保制度がスタートした段階で、県の方式を3方式に持つていくということの流れの中で、四、五年をかけて所得割50%、資産割をゼロということの中で、均等割と平等割で50%というふうに賦課方式を変更してまいりました。県下でも6市町ぐらいはまだ4方式を使っているところもあるわけですけども、今、県の調整段階で、これから6年ぐらいをかけて、同一所得、同一保険料にならないかという調整をいたしているところでございます。まだ今後その調整ということになるかと思っておりますけども、その中で、賦課方式については、全ての市町、県下41市町を3方式に持つていくということで、今進めているところでございます。

あと、被保険者の加入の構成ということでございますけども、詳細についてはまだ分析をいたしておりません。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） やはり年代別に見て、現在、現役世代での国保の負担というのは大きくなってきていると思うんです。県下統一の方式になってますし、兵庫県で一くくりになりましたんで歩調を合わせる部分はあろうかと思いますが、この割合に関してはそれぞれの市町で単独で動かせるものですか、3方式は3方式でいいんですけれども。

それから、現在、隣の49ページの表でいきますと、先ほどの中井議員の議論にもありましたが、後期高齢者支援金分、それから介護納付金分に関しては上がってます。これは当然使われる量がふえるので、高齢者がふえるので上がってくるのは当たり前なん

です。そういう点から考えると、高齢者重視の税率の状態になりかねない。そのあたりを長い目で見て分析する必要があるかと思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 算定割合の料率につきましては、規定まではないかもわかりませんが、県下大体50・50ということで来ております。

それと、介護分と支援金分等の増についてでございますけども、先ほども若干説明いたしましたとおり、ここは基金の反映がされてない算定になっているという部分と対象者がそれぞれ違うという分があります。ですので、医療分の全体の皆さんに還元できる、恩恵が受けれるところで5,000万円を投入してるということになっておりますけども、支援金分とか介護分につきましても、年によっては減っている年もここ近年ではあったりします。ですので、1年1年動きが違うという部分もありますけども、先ほど言いましたように、県の納付金が支援金分は幾ら介護分が幾らというふうに算定されてきますので、それに基づいて逆算しているという点もありますので、県下の中でここら辺の額が上がっていると思われれます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議論になってるんですが、そもそも応益割、つまり均等割、平等割というのは何なのかということについて説明いただきたいと思います。

それから、税率を決定する上で、この一覧表なんですが、49ページの資料の、このいわゆる課税対象所得が示されていないんですね。やっぱり総所得を示すべきだと思うんです。本当に所得に応じた払える保険料を前提に議論をしているのかどうかと、国保運営協議会で何を検討しているかといえば、課税所得を示さずに何を検討しているのかということになりはしないかと根本的に疑問を抱きます。今、支援金や介護納付金についての議論もそのとおりであると思うんです。そこは示してもらいたいと。

町長、3月の予算議会でも、一般質問でも私は、思い切って基金を投入して引き下げるべきだと、つまり医療分を引き下げるべきだという議論を行ってまいりました。町長は、そのように検討するというふうにお答えいただいているんですが、結果は去年と余り変わらないという内容になってるんですね。町長御自身は、その点についてどういう判断をお持ちでしょうか。とりあえずちょっとそれを聞いてみます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 当町、平均所得収入というのも県下で41市町のうち40番目という中で、高齢者の割合は4割、非常に健康保険のこういう制度が成り立ちにくい、そういう状況はあると思います。そういう中で、国保税、より引き下げるという方向性については、正しいっていいですか、当然あってしかるべきと思っております。一方、何年後かに後期高齢者制度のように県下の一本化という流れも少し出ておりますので、この基金は今後使い方を考えて、より国保税の引き下げになるような方向性を打ち出し

ていきたいと思ひます。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 48ページの算定割合の所得割、均等割、平等割でございますけれども、所得割は所得割ということで所得に対して出しているものでございますし、均等割につきましては個人、被保険者の人数で出ているものでございます。平等割については世帯割ということになっております。先ほど議員がおっしゃった所得金額が示されてないという部分でありますけれども、48ページの4の国民健康保険税の税率算定に係る算定基礎についてというところの中の医療分、支援金分の右の欄を見ていただいたら結構かと思ひますけれども、課税対象所得金額ということで、17億1,955万642円ということで示させていただいております。以上です。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） そもそも社会保険だとか共済保険で平等割だとか均等割だとか、そんなものはありますか。所得の何%っていう課税しかしていないはずですね。均等割なんていうのはないんですよ。だから家族が多ければ多いほど自動的に国保税を多く納めなければならないと、これはそもそも制度として無理があるんじゃないでしょうか。ぜひ、県、一本化されたわけですから、県下で議論してもらいたい。こんなおかしい課税のあり方は是正しようと国に進言してもらいたいと思うんですよ。おっしゃっているように、高齢者あるいは仕事がない、つまり社会保険に入れない人しか国保には入らないという制度なんですね。だからおのずともう低所得層しか集まらない仕組みになってるんです、仕組みとして。それなのに最高額で61万円、議長のようにたくさん稼ぐ人もいらっしゃるわけですが、そういう人は例外で、本当に指で数えられるぐらいしか国保には加入されていないと。議長は法人化されてますから対象外です。ですから本当に低所得層しか集まっていないのに、高額な保険料、保険税を負担しなければならないという制度的欠陥があると。

私は一般質問で申し上げましたが、私も国保税の納入通知書をいただきました。助け合いの制度です、相互支援の制度ですって丁寧に説明書きされてるんですね。社会保障制度ですという文言は一言も出てきません。しかし、幾ら時代が変わっても、令和になっても社会保障制度であることには変わらないんですよ。社会保障制度になってないんです。低所得者に重い保険税を負担しなさいという、それで助け合いだといって、あなたが納めなかったらほかの人が困るんですよという脅迫状までつけて納付通知書が送られてくると、これは私は是正してもらいたいと思うんです。ですから、本当にもう県下、一元化されて、豊かなまちというのはそんなにたくさんあるわけじゃないんですよ、限定されてるわけですね、兵庫県下でも。ぜひ軽減のために制度的改善をやっぱり明確にしてもらいたい、その姿勢を。町長も、そして担当の方も、それぞれの会合できちんと住民の本当に苦しい思いを伝えてもらいたいと思うんです。いかがですか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 議員のおっしゃるとおりであります。今後、保険料率の一本化の議論とかも県下の中でありますので、国の制度ではありますけども、また議論として検討していきたいと思っておりますし、先ほど言いました限度額の96万円以上を超える方については、参考ですけども、17世帯あります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を打ち切ります。

討論ありますか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、本案をただいまより採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時42分休憩

午後2時54分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第11 議案第48号

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第48号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第48号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてということで、審議資料51ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、介護保険の1号保険料について、いわゆる10月に導入が予定されている消費税の引き上げ分を財源とし、世帯全員が町民税非課税である低所得者の保険料の軽減を強化するものであります。

65歳以上の人の介護保険料は、新温泉町で介護保険サービスに必要な費用から算出された基準額をもとに所得に応じて決まります。新温泉町の基準額6万3,120円は、その表の下にありますように、第5段階を1.0の率として段階ごとに第1段階から第9段階まで率を掛けた金額が介護保険料になります。左上の①現行、平成27年からでは、基準率が0.5が0.45となっており、今回は②の令和元年度の改正を行うものです。第1段階から第9段階の中の第1段階から第3段階まで改正ということになります。第1段階の基準率は0.45が0.375に、第2段階の基準率0.75が0.625に、第3段階の基準率0.75が0.725の改正となります。右端の③令和2年度（予定）は完全実施ということですが、今年度は、その軽減幅の半年ということで、2分の1の水準で設定しております。なお、③の令和2年度予定分については、現時点では政令が公布されていないということで、今の段階では改正はございません。

下の表の変遷について説明いたします。

左下の第1段階の図をごらんください。①では、現行、平成27年からの基準率の0.5が0.45になっています。②では、今回基準率0.45が0.375になります。③では、上の③の令和2年度（予定）の完全実施で0.3になる予定になっております。

第2段階の図をごらんください。②では、今回基準率0.75が0.625になります。③では、令和2年度（予定）の分で完全実施で0.5になる予定です。

第3段階の図をごらんください。②では、今回基準率0.75が0.725になります。③では、令和2年度（予定）の完全実施で0.7になる予定です。

審議資料の50ページに戻ります。条例の第2条第2項では、第1段階の保険料は平成30年のみということで、「から平成32年度までの各年度」は削除いたします。

次に、第2条第3項は、第1段階から第3段階の改正について記載しており、基準額6万3,120円に率を掛けた今年度分の改正を追加しております。1号では第1段階が2万8,410円が2万3,670円、2号では第2段階の4万7,340円が3万9,450円に、3号では第3段階の4万7,340円が4万5,770円になる分を加えております。なお、今回の条例改正は今年度のみという改正になっております。

なお、軽減された保険料につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1負担することになっております。

一部を改正する条例に戻ります。今回の改正については、介護保険法施行令が3月29日に改正されて4月1日に施行されるということで、附則で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の新温泉町介護保険条例の規定は平成31年4月1日から適用するといたします。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 消費税絡みっていうお話ですけども、これ消費税延期されたら増税がどうなるんでしょうか、そういうことをお聞きになったことございますか。何かなるものだというような思いでやってはるかもわからんですけど、どうなんでしょう。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 今の段階では、施行令が施行になってるということで、もし延期になるようでしたら、国の政令が延期ということでもた対応になってくると思いますので、そのときの対応になると思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、本案を採決いたします。（「討論」と呼ぶ者あり）

では、質疑はありませんけども、討論があるようです。

質疑を終結し、討論に入ります。

まず最初に、本案に対し、反対の者の発言を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 新温泉町介護保険条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

質疑にもありましたように、消費税増税を想定して改正するものであります。低所得層に負担を軽減するという改善案であります。しかし、そもそも消費税というものが社会保障財源に当たるのかということを考えてみてほしいんです。消費税というのは、所得階層別の消費税負担額と収入に占める割合と、これは全国生活協同組合連合会がつくった資料です。この棒グラフが所得に占める消費税の負担率で、白いほうが2016年、黒いほうが2017年調査です。大体2017年調査で5.72%、400万円以下の所得の世帯で17万3,149円という、ここですね、5.72%の負担をしている。一番こちらの端が1,000万円以上の所得の世帯で、大体消費税は35万2,499円の負担で、負担率でいうと2.80%。ですから、低所得者が5.72%の負担率で高額所得者が2.80%の負担割合だと、もともとこういうものであります。

先ほどの引き上げを計算してみますと、この負担率で計算しますと、増税分で9,724円負担をしなければならないということになって、軽減してもこれには全く埋まらないという差額になってしまうわけで、つまり消費税増税でさらに低所得層と高い所得の世帯との格差が拡大されるというものですから、消費税増税そのものが本来あってはならない、低所得層にとってはあってはならない制度になっている。その財源をもとにし

て介護保険を低減化するというそのものの制度が間違っているということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立 13 名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 49 号

○議長（中井 勝君） 日程第 12、議案第 49 号、新温泉町鳥獣処理施設条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町鳥獣処理施設の整備に伴い、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第 49 号、新温泉町鳥獣処理施設条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 55 ページをお開きください。審議資料 55 ページには、施設用地の敷地全体がわかる平面図となっております。町道と中辻川に挟まれた敷地で、奥のほうに処理施設を配置しているという状況でございます。

次に、施設部分を拡大しております。56 ページをお願いいたします。これまで委員会資料ということで御提出をした図面と変わっておりませんので、詳細な説明は省略をさせていただきますけれども、まず搬入ということで、捕獲個体を通路と記載してある部分に搬入をしていただきまして、冷蔵庫に保管をしていただきます。冷蔵庫から個体を取り出して作業場で解体をして、頭、爪先、内臓といったクリーンパーク北但で焼却処分するものは冷凍庫に保管をいたしまして、ペットフードとして利用できるものは冷蔵庫に一時保管をした後に、保管室で運搬に適した状態に解体して冷凍庫に保管するものでございます。

排水処理でございます。トイレ、手洗いの排水につきましては、施設の右上にございます合併処理浄化槽で処理をいたしまして河川に放流をいたします。解体に係る処理室

につきましては、施設の左側になるんですけれども、グリーストラップで油脂類を除去いたしまして処理槽で処理をして貯留槽にためまして、必要に応じて場外に搬出して下水処理場で最終処理するという計画となっております。

また、再度規則をごらんいただくこととなりますけれども、議案にお戻りをいただきたいと思います。

条例の概要について御説明を申し上げます。

第1条、設置目的ということで明記をいたしております。捕獲された鹿、イノシシの処理に係る負担の軽減、それから農林業被害の防止並びに地域資源としての利用拡大を目的にこの施設を設置するものでございます。

第3条に記載をしておりますけれども、本施設はペットフード用原材料とするために解体処理を行うものでございます。

第4条には、受け入れ時間等ということで記載をいたしております。

審議資料の52ページの規則第3条に記載をしておりますとおり、受け入れ時間につきましては、役場の開庁日、開庁時間というふうに設定をいたしております。朝の委員長報告の中にもありましたとおり、委員会の中でも御意見等をいただいたところでございますけれども、地元説明の中で、初めての施設ということもございまして、役場職員が対応できるように、受け入れにつきましては役場の開庁日、開庁時間ということで設定をいたしております。また、その説明会の中で、こういったものを変更するということにつきましては、管理状況等を勘案をいたしまして、搬入者の方の御要望等もお聞きする中で、改めて関係地区との協議が必要というふうに考えておるところでございます。

第6条でございます。搬入者の範囲ということで記載をいたしております。1号につきましては有害鳥獣の捕獲許可を受けている者、2号につきましては狩猟者登録を受けている者ということで、1号、2号をうたっております。関係地区との説明協議の中で基本的な受け入れについては、有害捕獲期間ということで11月の中旬になるわけですが、有害捕獲の期間まで処理するというを基本といたしております。受け入れ時間と同様に管理状況等を勘案しながら、それから以降の狩猟期の受け入れについて延長しようという場合につきましては、改めて協議が必要だと考えておるところでございます。

7条第1号に記載をしておりますとおり、搬入の対象につきましては、町内で捕獲した鳥獣のみということで対象を示しております。

それから、8条、使用料でございます。条例の一番最後にあります、別表に定めております。これまで委員会資料の中で、成獣と幼獣に区分をいたしまして、2,000円、1,000円ということでしてございましたけれども、そういった成獣、幼獣の区分が明確にできないという部分、また、解体作業時間と有価部位の売上金、幼獣につきましては解体が簡単ですけども肉代が少ない、成獣については、その逆で、手間はかかるけど肉代が多いというようなこともありまして、この辺は一本化したいということで、2,000

0円ということで設定をいたしております。

この2,000円につきましては、捕獲した者が他の者に処理を依頼するということがあるようでして、その実態を把握する中で、2,000円ということで設定をいたしております。また、これまでから使用料をいただくのか、無料にするのかという賛否両論があったと考えております。施設運営上、経費は必要で、使用料は定めまして、ただし、農林業被害の解消に向けての町の重点施策であるという面も考慮する中で、第9条の減免措置の適用を考えておるところでございます。

減免につきましては、審議資料の52ページの第7条に記載をいたしております。第7条の1号ということで、有害鳥獣の捕獲許可を受けた者の搬入、それから2号につきましては、狩猟者登録を受けている者のうち、町内在住者が搬入する場合ということで、これは免除をしたいと考えております。したがって、現行の中では、狩猟期に町外の狩猟者登録を受けた者が町内で捕獲した鳥獣を搬入する場合のみ使用料が適用されるということになります。また、3号に記載をしておりますとおり、減額する可能性もありますので、減額し、または免除することができるという条文にいたしております。また、先ほどから説明しているとおり、狩猟期への搬入期間の延長については、改めて協議が必要だと考えております。

11条以降につきましては、指定管理者による管理等ということで記載をいたしております。ただ、初年度につきましては、搬入個体の受け付け、それから排水管理、こういった業務は町が担当いたしまして、解体業務については実績がある者に委託をいたしまして、肉代については別途清算ということで、今回予算も提案をさせていただいておるところでございます。将来的には指定管理を想定をしております。第14条に記載をしておりますけれども、売上金は相殺することができるというふうにもしております。

最後に、附則ということで、この条例は、規則で定める日から施行するという事としております。審議資料54ページに規則をつけておりますけれども、現在7月末の完成を目途に、これから排水設備であるとか敷地の外構工事を進めてまいります。使用可能日が確定した時点で施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 二、三点聞いてみたいと思います。

この施設建設に当たって、地元の合意とか、そういうものがちょっとしんどかった部分があったように思います。そういう中で、地元との約束事項なり、また、そういうことが何があったかということ、それは書面にするかどうかということ。

それから、この施設の運営については誰がするのか。今、当面は町っていう話があったんですが、行く行くはどういう運営をするのかということ。指定管理者ということが

この条例の中にありますから、どういうところに指定管理をするのかということ。

それから、利用料の部分ですが、ここに提起してありますから、誰が利用し、誰が納入するのかという分は、これを見れば、ほとんど利用料を払う人はいないのかなと、利用料払う人は限定されるというふうに感じました。それについていかがでしょうかということ。

それから、搬入者で許可を受けた者なり、狩猟免許を持った人ということが書いてあるんですが、その下に「その他町長が必要と認める者」という分が曖昧な表現なんですけど、このその他町長っていうのはどんなことを想定してるのかなと。それからその下の搬入の制限の部分で「安全を脅かす行為又はそのおそれのあるとき」ということはどんなときなんだろうと。

今回この施設の収支計画なりっていうのはどんな考え方を持っとんなるのかなということ。今回の補正予算を見れば、ペットフードで売り上げが300万円でしたかね。300万円というのはどういうふうな契約で300万円になるのかなと。何頭を想定して、例えばキロ当たり何ぼとか、そういう算定の基準があるかどうかということ。

それから、これも補正予算の中で見るしかないんですけど、臨職の賃金なり、光熱水費、手数料、林業振興費の中にあるやつ1,027万6,000円がこれに係る費用なのかな。その特定財源として422万円がこの費目にあるんですけど、これがその売り上げというか、肉代で来るものかなと。一方、肉代については歳入のほうで300万円であったし、その辺、何が隠れてるのかなという。補正に係る部分があるんですけど、その辺聞かんと、言える範囲で結構です。要は収支の部分を知りたいという部分ですから、以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 全てお答えできるかどうか、ちょっとわかりませんが、まず約束事項というのが1番目にありました。説明会の中では、施設の設置管理の状況を監視していこうということで、監視委員会を設置するというので、3月にそれに向けての3区長に集まっていたいただいて設立の準備ということでお話をさせていただきました。その中で、3地区で2名ずつということで、その方を選定していただきましたということと、工事が終わる前には、そういった現場の状況を見ていただく、それから工事終了後、こういった項目で監視をしていくのかということをお話をしましょうということで別れているところでございます。

それから、将来の指定管理につきましては、現在、多可町内の実績のある業者ということをお考えいただいておりますけども、先ほど説明をさせていただきましたとおり、初年度につきましては、指定管理ということではなしに、役場で受け付け事務であるとか排水処理、こういったことは直営、委託もありますけども、そういったことで担当させていただいて、解体については、そういった実績ある業者と委託契約していくということをお考えしております。

それから、使用料が限定されるということで、先ほどもこれは御説明はさせていただきました。現行の中では、支払いは、その前に、とりあえず有害の処理期間、これで処理するというのが限定になってますから、その中では、当然捕獲班の方が持ち込むということになりますので、全て免除ということになります。

それから、狩猟期間に延長をしてもいいよということになりましたら、その中で、町外の方が町内で狩猟して持ち込むという場合だけが使用料が発生するというような現行の条例になっております。

それから、300万円の根拠ということで、これまでから一般質問の中でもいただきました肉代がどれぐらいなんだということで、予算的には、予算の中でも説明をしましたが、500頭ということで予算は歳入も歳出も考えております。そういった中で、1頭当たり20キロということで、キロ300円ということで、20キロ掛ける300円の1頭当たり6,000円ということになりますので、それに500頭掛けまして300万円ということで予算は計上させていただいております。

それから、臨職の賃金を含めて約1,000万円程度が今回の補正で計上させていただいております。となりますと、それを500頭で割りますと、1頭当たり2万円必要になると、この解体につきまして、6,000円の肉代が入りますので、1頭当たり1万4,000円ということで考えとります。

それから、422万円ということで、300万円と違うじゃないかということがありましたけども、残りについては、分収造林の関係がございますので、それを含めて422万円ということになります。

全部ちょっと回答になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（中井 勝君） 課長、安全を脅かす行為、その他。

○農林水産課長（松岡 清和君） 具体的な想定ということは何かということがあるかと思いますが、その他町長が認める者ということで、はっきりこれはどうだということで現状想定してるものはありませんけども、今後の状況も考える中で、そういった第3号を規定してるというのが「その他町長が必要と認める者」という部分でありますし、搬入の制限、安全を脅かす行為、これは安全運転の話になるのか、そういったものも含めて騒音であるとか振動であるとか、そういうこともあろうかと思えます。そういったものについては当然制限するなり、指導させていただくなりということが必要になってくるのかなというように考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 大分ようわかってきました。搬入物に関しては、別の取り決めなりができるのかもわかりませんが、要は受け入れできないものってありますよね。例えば時間がたってるものとか、美方なんかでいえば、死んでから2時間以内とかそんなことがあるんだけど、そういうのっていうのはどこでどういうふうに決めるんでしょうか。

それと、搬入者の範囲はようわかったですが、要は資格のある人っていうこと。町民が始末したいと、だから軽トラに乗せて持っていくけえっていう場合は受け入れできないのかなと、この今の条例では。ただし、そこで出てくるのが「その他町長が必要と認める者」なのかなという気もするし、そういう事例があったときは有害処理班に頼んで持っていきってということになると思うから現実的には少ないと思うんだけど、町民が持ち込めるという要素はやっぱり持つとかなとあかんのかなと、そんな気がいたします。

それから、細かいところはちょこちょこありますけど、大体の部分については今お聞きしましたので、あと残りの分を答弁ください。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） これまでの説明会の中で先ほど申し上げたような内容で説明をしてきて、御理解をいただいとるという状況があります。そういった中で、言われましたとおり、当然1日、2日たったものを持ち込んでいいのかと、ペットフードとしてなるのかというようなことが確かにありますし、なおについてはどうなんだということも出てきます。施設の利用開始前には、ちゃんと捕獲班の方々と説明会を開催しながらそのあたりは整理をしていきたいと考えとります。

それから、捕獲班以外の持ち込みについても言われたようなことが当然想定はされます。ただ、地元への説明会の中ではそういった説明は今しておりませんので、とりあえず現状では、捕獲班もしくは限定は有害の期間ですので、捕獲班の方の持ち込みという限定になつとります。時間、それからそういった持ち込みの方法であるとか内容についても、そういった有害の期間できっちり管理をして、搬入者の方の御要望、区長さんやの御要望も含めてお聞きする中で、また地区とお話をさせていただいて、拡大していきけるものは拡大していききたいと考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 先ほどざっと受け入れの説明をされましたが、一部聞き取りにくかった分がありますので、再度お尋ねすることになるかもしれませんが、まず捕獲班の方が持ってこられて、それを町の臨時職員さんがここに待機されて受け取るという形で、その後、冷蔵庫に一時保管すると。そして専門の解体の技術のある委託業者の方、その方が作業場にて冷蔵庫から取り出して解体を行って、内臓や頭等については冷凍庫に保管して、その他の肉になる部分は冷蔵庫に保管した後に保管室に移して冷凍庫に入ると。そうすると、まずクリーンパーク北但に渡す、それを運搬するのは誰がされるのか、それからあと、保管室の冷凍庫に保管されて、それを今度は多可町に持っていくのは誰がするのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいです。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 聞き取りにくかったということで、申しわけないと思っております。言われたとおり、持ち込みをします。持ち込んだ方が受け付けをして、

その受け付けは町の臨時職員が対応するというので、その後に冷蔵庫に個体をおさめていただきます。それで搬入者の方は終了ということになります。

それから以降の作業につきましては、解体業者をお願いをすることになります。解体業者がそこから作業場に移動して、処分するもの、肉として利用できるもの、これに区分をします。処分するものについては冷凍庫ということ、これは業者に委託をいたしましてクリーンパーク北但まで運搬していただくということを考えております。肉となるものにつきましては、一時的に冷蔵庫を保管をして、あとは宅急便での搬送も考えとりますので、そういったことで空洞ができたりすると非常にもったいないので、そういったことで細分化していくというような作業が、次の保管室で行う作業ということになります。状況においては、当然直接持っていくケース、持って帰っていただくケースもあるかも知れませんが、基本的には宅急便等で搬送するというのを想定いたしております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） そうしましたら、臨時職員の方は、この役場の開庁日にはずっとおられるということで、解体をされる方は、鳥獣が運搬されたときに呼び出すような形で来られて解体するという感じなんですかね。冷蔵庫の保管ですから、ある程度ストックして一遍にまとめて解体するっていうことはちょっと難しいんじゃないかと思うんですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 委員会の中でも、その臨時職員の勤務はどうするのかと。ずっとおるのか。例えば支所に配置をして、電話連絡等で施設に行くというようなことも考えられるわけです。それから全く搬入がない日、搬入が大変ある日と色々な状況がありますので、その辺は搬入状況を見る中で、また何が一番いいのかということを考えながら進めていきたいという説明を委員会の中でもさせていただきました。

それから、解体につきましても、ペットフードの会社には委託はしますが、解体をする方につきましては、町内の捕獲班の方をお願いしたいということを条件づけて契約をしたいと考えておりますので、遠くから来るということではなしに、町内の方が対応するというのを考えておりますし、受け付けの方と捕獲班の方との連絡調整をしながら進めていくよう考えとります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） これは、ちょっと文言だけの問題なんですけれども、条例の施行については規則で定める日からということ書かれてて、本来規則っていうのは条例が成立してから成立するというふうに認識するんですけども、また、そういう意味の中で、規則については条例の施行の日から施行するというので書かれてて、先ほどの説明では、一応施設が完成して使えるようになるときに施行するんだというお話だ

ったんですけども、今の条例の最後の附則の部分の表現としては、これはちょっと不適切ではないかなと思うので、修正が必要じゃないかと思えますけども、見解をお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 条例の施行の日から施行するという内容で規則を定めております。条例は、また後日、施行期日を定めるという内容になってます。当然それに連動しておりますので、条例の施行期日が定まったときに規則が連動して施行してくるというような理解をしておりますので、これでいいのではないのかと考えとります。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 条例の施行は規則で定める日って書かれてるので、この文言についてはまずいんじゃないかと。まずいという表現はよくないのかもしれませんが、不適切ではないかと思えますので、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 冒頭の説明でも若干させていただきました。その規則で定めるという規則を審議資料の54ページにつけております。これは前回のアパート牛舎のときにも同じようにさせていただきました。完成がわからないという状況の中で、施行期日につきましては、それがある程度確定した段階で定めたいですということの中で、この規則は条例の施行の日から施行すると。この規則で定めるという内容の規則を54ページにつけております。そういった受け入れが可能な日が確定した段階で、この規則で定めるということにしております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私のお話ししてるのは、規則、この条例が既にあるものであれば、規則も何らかの形で存在してて、そこで定めて変更なりっていうことはあると思うんですけども、もともと条例がまだないものに施行規則っていうのは先に存在するということは私はないと認識してるんですね。だから先に規則が成立して、それから条例が成立するということはあるんじゃないかと思うので、ただ単純に、この規則で定めるというのを別に定めるということで決まった日に日にちを入れられたら、それで済むんじゃないかなというそれだけの提案っていうか、お話をさせていただいてるだけなので、御検討ください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 条例の施行日を規則に委任するというケースは、これまでもあったかと思えます。今回の場合、条例には、規則で定める日から施行する。この規則で定める日というのが、審議資料の54ページの規則でございます。ここで規則で条例の施行日を決める、それで条例が初めて施行される。この条例が施行されることによって、52、53ページの規則が施行される、そういう順序になるようにつくられております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） ちょっと確認したいんですが、先ほど答弁の中で有害の期間だけ使うということで言われていたんですけども、ちょっと条例にも規則にもその部分がないように思いますが、それは地域との協議の中で明文化されるのでしょうか。個人的な思いとしては、それは規則なりに入れておいたほうがいいと思うんですけども。

それと、もう1点、搬入者の範囲で、2号の使用登録を受けている者の場合なんですけど、これは業務内容がペット用原材料とするための解体処理等ということになってますので、持ち込まれた場合は、必ずその個体はここで定義しているペットフード用原材料とするということでもいいんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） ペットフード用原材料とするということでもいいと思いますし、有害のみということで、想定上は、地元の説明の中でも、有害の期間から進めていきたいです。その中で、先ほど言いましたとおり、管理状況であるとか搬入者の御要望であるとかそういうことを踏まえて、また、監視委員会等の中でお話をさせていただく中で、1年間通してということ想定をしております。そういったことで、条例上は、そういった説明を踏まえて最大限の期間ということで記載をしているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第50号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 議案第50号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、説明の都合上、審議資料で説明をさせていただきたいと思います。

審議資料の60ページをお願いします。新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、1として、改正の趣旨でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、町条例の一部を改正するというところでございます。現在、児童の入園につきましては、公立と私立を合わせまして町内で4つの認定こども園で受け入れを行っております。現在のところ新温泉町内に家庭的保育事業を行う事業者はありません。また、新たな設立の動きもありませんが、将来的に事業者があらわれた場合に備えまして現行の条例の一部改正を行うというものでございます。

2つ目に、家庭的保育事業の概要でございます。平成27年4月1日より施行されている子ども・子育て支援新制度におきまして、待機児童の解消、多様化する保育ニーズに対応するというために、ゼロ歳から2歳児の保育の受け皿として創設された事業でございます。保育事業者は1人から5人までの少人数を対象に、保育事業者の居宅等において家庭的な雰囲気の中で保育を実施するという事業でございます。事業者に対しまして、満3歳に達して卒園する園児につきまして、引き続き必要な保育が提供できるように連携協力を行う連携施設を確保することが求められています。

3で改正の概要です。今言いましたように、事業者に対して連携施設の確保が求められているというところでございますが、平成30年4月現在で全国的に連携施設の確保ができていない件数が約半数あるという状況に鑑みまして、連携施設の確保などについて経過措置を延期するという省令の一部改正がされたと、そのことによりまして条例の一部改正を行うというものでございます。

主な改正点でございます。まず、(1)ですけれども、これは審議資料の57ページ、新旧対照表の第6条の第4項の内容でございます。家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするというものでございます。

(2)では、(1)の場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市町村長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとすること、これは第6条の第5項でござ

います。

(3)では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につきまして、市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするということで、これは第45条の第2項でございます。

(4)では、省令附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置の期間を10年とするということで、これは附則の第2条第2項でございます。

次に、(5)省令附則第3条の経過措置の期限をさらに5年間延長するというので、これは附則の第3条ということになります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、条例の附則です。一番下です。附則で、この条例は、公布の日から施行するということです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 教育長は、この間2度にわたってお話をいただいた中に、乳幼児を含めて子供を大切にすることを非常に強調されておりました。しかし、今回の条例改正は、設置基準なり、それから本当に子供たちが卒園した場合の受け皿の連携についても、連携先がなくてもよいと、町長が判断をすれば、そういう幾らでも規制緩和をしていくということが今繰り返し進められています。教育長の思いと相反する条例改正なり法改正が進んでいると思うんですが、そういうことについて教育長はどういう見解をお持ちですか。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 幼時期の教育っていうことに対しては、非常に私は重要だと思っておるんですけども、今、御指摘いただいたことに関しまして、このことに関してちょっと相反するというようなことであるんですけども、いろんな形でまた考えていく必要もあるかなと思うんですけども、申しわけありません、しっかり考えていきたいと思っております。今ちょっとお答えがはっきりとできなくて、申しわけありません。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） いろんなところで保育園で事故が起こっております。ちょっと古くなったかもわかりませんが、姫路あたりでは、それこそ食事が満足に与えられなかったとか、そういうことで本当に、措置費ですか、それをいわゆる保育園側がため込んでいた、そういう事故もありました。そういう中で、子供を大事だという国

の方針がありながら、単にこういう形でどんどん規制緩和がやられようとしています。

これお聞きしますけども、保育士さんはおられんですか、ここに。何か家庭的な雰囲気っていうけども、保育所の基準があるはずなんですね、1人当たり何平米だとかそういうのがあるんですけども、こういうことが守られているのか。特に専門の保育士さんが設置を義務づけられてるのか。新温泉町はこういうものができる可能性がないっていうけども、やっぱり本当にこういうことを機会にきちっと考えなあかんのではないかなと思うんです。だから、今の認定こども園なんかと比べてどうなのか、その違いはどんなぐあいでしょうか、答えていただけたら。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 家庭的保育事業におきましては、保育士でなくても家庭的保育者ということで、家庭的保育者といいますのは、市町村長が行う研修を修了した保育士と保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者ということになっております。ということで、逆に、保育士よりも保育にたけてるといいますか、そういうふうな方。ですんで、市町村長が行う研修を修了した保育士、それと保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者ということで、少ない人数の中での保育ですので、やはりそこら辺はそういう人がということです。以上です。

○議長（中井 勝君） 課長、資格は要るの、要らないの、そこを言ったって。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 資格については、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者ということです。そこでは資格は要らないということです。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） その答えでええんです。ならばなぜ保育士という資格があるのか。本来、大学なんかのカリキュラムなんかを見てみたら、すごい児童心理学から何かいろんなものをきちっと勉強して、国家資格を取ると、それがどうしても私は必要だと思うんです。根本には、やっぱり家庭保育だとかあいうことでごまかさずに、国がきちりお金を出して保育所を建てるのが本来のあり方なんです。その責任を放棄しとるんです。各自治体にも、それを放棄せよというのがこの私、改正だと思います。

やっぱり企業型保育っていうのは、やめたりなんかっていうのも結構してるんですね、あれは。もうからなんだからやめるわけですから。それで、実際に設置基準なりそれなりは守られていない、何だか曖昧な形でやろうとしてる。町なり自治体が責任を持ってやると。そのための費用は国がしっかり出すというのが根本だと思うんです。それで、保育士さんを配置をするという形に持っていかなんだから、どこまで曖昧になっていくのかね。そういったところで、子供たちが劣悪なそういう中で、うつ伏せして呼吸がとまって亡くなったりとか、いろんな問題がやっぱり出てくるわけで、それを考えながらやってほしいなと思うんです。私は、たとえ新温泉町にないからといって、こういうあれじゃなくて、あくまで公立でやってくださいというのが筋だと思いますけど。ぜひそういう形をとってほしいなと思うんです。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 新温泉町につきましては、民間というものは、民間というか、明星さんにはお願いはしておりますけども、こども園という関係で町の指導で明星もやっておりますし、あとの3園につきましては公立ということで、町の責任の中で子供たちを保育していきたいということで、そういうふうにしております。基本的には、こういう民間の方に入っていただくということは現在考えていないところでして、町のほうでしっかりと保育をしていくという姿勢で向かっているところです。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 法改正によって、これに準じて変更しようということでお考えだと思うんですけども、これ変更しないこのままで置いといて、国から何らかのマイナスのペナルティーみたいな形のものが与えられるのかどうかということが1つと、それと、先ほど谷口議員がお聞きされた中での対応として、私は、万一、万が一ですけども、こういった事業者ができたときに、必ず本町では受け入れるんだという体制も必要だと思いますし、それとあわせて、資格についても、町長が認めるという中でシビアな選考ということができれば、少なくとも一般的なこども園以上の子供たちへのケアができるんじゃないかと思うんですね。そういった気持ちが、これがとりあえずあるということでこども教育課としては臨むべきではないかと思っておりますので、御見解をお願いします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） これを改正しないことで、国からのペナルティーというものはないと思います。

それと、こういうふうな希望があれば必ず受け入れよということでございます。認可を出すのは町ということに現在なっておりますので、先ほども議員から御指摘ありましたように、町長が認めるものというところで、しっかりとしたそういう人を置いていただくということで、もしその際には、認可ということをしていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 済みません、私が受け入れと言ったのは、卒園するときに3歳になって、そのときにはちゃんと町のこども園で受け入れるよということがあれば、あえてここのなくてもいいよってというのは、全く規定としてはある意味で無意味になってくる、それだけの町が覚悟を持ってれば全然問題ない話じゃないかなと思っておりますので、そういったつもりで臨んでいただきたいと思います。御見解をお願いします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 当然、先ほども答弁させていただきましたけども、新温泉町は今現在、公立3園、私立1園、その中できちとした保育をしていくということでやっておりますので、3歳になって受け入れ施設がないということはないように

していきたいと思っております。その場合には当然、町内の全部で4園ですが、その中で受け入れをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 教育長と調整せんでもいいですか、課長は言い切ってますが、いいですか。よろしければいいですけど。

西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 済みません。今、課長が申しましたように、本当に新温泉町の子供たちをちゃんと私立を含めて4園ですけども、その教育の中で育てていきたいという思いはありますので、同じ見解でございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 1点だけお尋ねしたいと思います。

この対象者が、ゼロから2歳児の保育の受け皿として創設されたという事業ですけども、ゼロ歳児というのは生後6カ月からという意味なんですか。例えばお母さんが出産されて、多分8週間ぐらいしか民間の場合だったら産休がない、育児休暇がないという職場もあるんじゃないかと思います。そうなってくると、おばあちゃんがおればおばあちゃんが見てくれるでしょうけども、産休明けで出勤せないけんという家庭があるのかないのか、調査されてないから多分わからないでしょうけども、これまでもそういう方がおったけども、仕方なしに仕事をやめてしまったとかいう例がひょっとしたらあるかもわからん。

こういう制度があるということをしちっと住民に情報提供されて、1人から5人までぐらいだったらこういうもので保育ができると。それで、2歳までだったらそこで預かれると。3歳になったら保育園に引き継いでいただくということをやっぱりきちっと制度として皆さんが、住民が認識せんという、それこそこういうことを使っていくのかいのかということもわからないんじゃないかと思いますので、そこら辺の情報提供なり、こういうことがありますよということは、若いお母さん方なり、そのお母さん方よりかも、保育ができる人っていいですか、そういう気持ち、ボランティアみたいなものであるのかないのかわかりませんが、そういうつながりというものをつなぐということを教育長は言っておられましたけども、やはりそういうところはひとつ住民なり、その方々の福祉として情報提供をしちっとしていただきたいなと思っておりますが、見解をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） ゼロ歳児につきましてです。新温泉町の中では、生後6カ月ということでありまして。実際にこの家庭的保育事業でゼロ歳児がどこからかというのは、ちょっとそこまで認識ができておりません。申しわけございません。

あと、こういう制度といいますか、こういう事業がありますよということについては、平成27年度に施行されるときにも、こういうものがありますよということで、いろいろとパンフレットとかも配ったりはしております。また、全体的に地域型保育事業とい

う中の一つなんですけども、こういう事業がありますということは、またお知らせもしていきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終結し、討論を終了して……（発言する者あり）討論があるようですね。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の討論を行います。

意見も出ましたが、私は、国なり自治体が子供たちの保育に責任を持つのが当たり前だと思います。それをどんな理由にせよごまかして、民間がやればいいのか企業がとか家庭的な雰囲気だとか、こういったことは私は論外だと考えています。やっぱり保育士をきちっと確保して、この文言の中にもぜひ、町行政が責任を持ってやりますと、こういったことが大事ではないかと。それを曖昧にすることは、やっぱり子供たちの将来にとって禍根を残すことになると思っております。全国的に政府のやり方は、いわゆる保育所がないので、その基準をどんどん下げていくといったことでごまかそうしてる内容であります。ぜひ私は、これを機会に国や自治体はその基準に基づいてよりよい子供たちの保育の基準に基づいてやることを求めて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可します。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 現在、浜坂認定こども園、また、大庭認定こども園、ゼロ歳児等、小さい子供たちの保育が足りないと言われております。この条例そのものについて望ましいかどうかといえば、非常に曖昧なところはあろうかと思います。ただ、実際に預けたい子供がいたときに、また、それをカバーしようとした事業者がもしもあらわれたときに、町長がこれならばと思う形であれば、それを実現できるその受け皿をつくっておくことは本町にとってマイナスではない、私はそんなふうに思います。多くの議論をする時間もないと思いますし、今回のこの改正について特に問題はないと感じますので、御賛同のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立13名、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第51号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） それでは、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事の本年度の工事の説明をする前に、まず、事業の概要と進捗状況等につきまして説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料62ページをごらんください。1の目的、1行目の終わりから、災害時の通信連絡を確保して情報伝達ということで、役場から住民等に対して直接同時に情報伝達を行うという意味で、移動系に対しましていわゆる同報系のデジタル化工事でございます。平成28年度から5カ年の全体計画と、これまでの整備状況をお示ししておるところであります。

次に、63ページをごらんください。本年度の工事概要について説明をいたします。

まず、親局整備ということで、操作卓改造、サンビーチほか18局の浜坂地域屋外拡声子局と、温泉地域、出合の屋外拡声子局などを整備いたします。トランペットスピーカーを2種類記載しておりますが、いずれも円錐形でストレート型というのは、鋭い指向性を持ち、特定の方向に対してより遠くまで音声を届けることができます。一方のフレックス型は、幅広く音声を届ける場合に適しております。対象地域の地形等を勘案し、音達範囲を考慮して配置をしていきます。

次に、審議資料64ページに、システム系統図で役場のJ-ALERT整備ほか各中継局、浜坂、温泉両地域の系統を示しております。凡例が右下にございますが、新設、撤去、既設改造等を四角囲みの角に印を入れた種類であらわしております。小枕中継局に撤去が多く表示されておりますが、最終年度の来年度で撤去の予定ということでございます。

続きまして、65ページに年度別工事について色を変えて回線構成を示しております。

本年度は緑色の部分となっておりますので、御清覧ください。サンビーチから右下の役場、右に行って赤崎まで更新であり、温泉地域では出合が新設になっております。以上が本年度工事の概要でございます。

工事期間につきましては、契約締結日から令和2年3月25日までとしております。

またページ戻っていただきまして、61ページに5月27日に実施をしました見積もり実施に関する情報を記載した見積公表調書をつけておりますので、御清覧をお願いいたします。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、契約の目的が、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定、性質、目的が競争入札に適さないということにより、随意契約、契約金額は1億1,340万円、契約の相手方は、日本無線株式会社神戸支店支店長、倉田康司氏でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 質問します。

順次整備をとするわけですが、この審議資料65ページ、拡声子局の部分ですが、これは一律、同一の性能のものでしょうか。プラス、そのサイレン機能ということも僕はずっと申し上げてきました。温泉地域については来年ということでしたので、それはそれで仕方ないんですけど、音声とサイレンの音っていうのは、電気で作ったサイレンですから、音が、音のボリュームというか、それは一緒というふうに捉えたらええんでしょうか、それをお聞きします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 拡声子局の関係でございますが、その地形によりまして1枚ずつ設計図がありまして、360度、例えば町なかでありましたら、ほぼ360度トランペットスピーカーをつけることが必要になりますので、非常に数が多くなるということがございますし、ある地域によっては、川があってこちらは全く要らないということであれば、トランペットの数が変わってくると。地形ごとにそういった関係が出てくる場所があります。

それから、サイレン機能ということで、電子サイレンの機能を来年度で全ての子局につけていくということでもあります。音声についても基本的には同じだと思っておりますけれども、一定でき上がってからのその都度の調整ということで検討させていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） でき上がってから、だからトランペットの数で物が決ま

るということなのか。それとも、アンプ機能ってありますよね、だからアンプ機能が要はこの子局についてはスピーカーの数で調整してるのか、そのアンプの容量というか、それで調整されてるのか。今聞いたら、そのスピーカーの数を見てってということのようですけど、場合によってはアンプの一つレベルの高いものとか、そんなことっていうのは可能かどうか。全てが360度延伸のもとで図面で描けばっていうやつがあるんだけど、気候条件によってかなり変わる部分がある。この前の雨が力いっぱい降ったとき、ついここ何日前、あのときに6時の音が鳴りまして、僕は田んぼにいたんだけど、雨がびしゃびしゃ降る中で、音がすごい聞こえにくかったんです。あの場所が500メートルぐらいのそこだったのかな、だからそういう自然の条件下でかなり変わってくるという分がありますから、例えば500メートルが600メートルまでいけるとか、少し余裕のあるような円が描けれんかなと、そういうことを聞いてみたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） サイレンの音が確実にその対象地域に聞こえるかということは、非常に大事なことであると思います。昨年の西日本豪雨の際にも、先日もテレビでやっておりましたが、やはり屋外のサイレンが聞こえなかったということが報告をされておりました。過日の一般質問で町長が答弁をしておりましたが、やはり伝達手段で今求められているのは、多重化あるいは多様化ということが求められておることですので、屋外のサイレンの音だけに、届くことは大事なことですけれども、そのときの気象条件によっては聞こえない場合もあるということですので、それについては、それは屋内であったり、先日もありましたLアラートでテレビ等のマスメディアから知ると、いろんな方法での伝達が必要ではないかと思っております。そういったことで、アンプについても、どこまで届くかということ、それらについても今後確認をしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） この62ページの計画期間及び事業費、28年度から始まって平成32年度、これは令和2年ですか、までの5年計画だと、工事費が約5億7,500万円と、これで大体完成をするってということですか。それをまず聞かせてください。

それから、目的、そしてこれまでの課題などで、例えばこれが完成すれば、浜坂の庁舎からこれこれですよという放送をした場合は、新温泉町全体に同じ内容が流れるようになるんでしょうか、そのこと。そういった類いのことが書いておりますので、今言ったことから答えてください。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 5カ年の計画の中で来年度が最終年度ということですが、現在、庁舎内に企画課のほうで関係課、町民安全課も含めまして、例えば新

しい伝達手段といたしまして、防災アプリとか、そういったいろんな技術の検討をプロジェクトチームで今年度これから始めていくというところでございますので、来年度の中身についても、それらの検討を踏まえた中で新しい最終年度の事業というものも決定してくると思っております。

それから、先ほどの系統図を見ていただきましたら、庁舎から出たものが浜坂地域、温泉地域、また、中継局を通してというふうで伝達されますので、同じ内容が伝わるということでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） そうしますと、温泉地域、朝の6時にサイレンが鳴っつたんですね。それから夕方っていうか、夜になるのかな、やっぱり6時に鳴るんですね。こういったものが実際にそうすると、浜坂も一緒の時間帯で鳴るんでしょうか。この書いてある内容からすれば、たしか浜坂はちょっと時間が違ったみたいですね。夕方の5時しか鳴らないっていうような感じになっただけ違うんでしょうかね。何だか一つのデジタルの防災行政無線で一つのあれになると。ただ、そのためのプロジェクトチームがあって、そういう内容についてもきちっとどうするのかを含めて、どうあるべきかを含めて調整をなさるってことなんでしょうか。今、温泉はケーブルテレビの弁当箱みたいなものがあるわけですけど、それに放送としてはやっぱり入ってくる、同じ例えばこの本局からきょうの出来事だとかそういう形でしゃべれば、それが全町の各戸に入ってくると、こういう形になるんでしょうか。

それともう一つ、浜坂で時々話になるのは、まだ無線機の受信機をつけてないところがあるわけですけども、この際、できればもう無料でつけたらどうですか、そういったところにも。やっぱり行政の情報を届けるっていうのが本来の役割ですから、それをお金が要るからっていう形でなかなか相手もやらないというのは、ちょっとどうかなと思うんです。そういったところもプロジェクトチームでこの際に検討していただきたいと思うんですけども、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） まず、システムといたしましては、一斉に全て流すということは可能と思います。ただ、これまでから浜坂地域、温泉地域でそれぞれの自治会の歴史っていうか、経緯っていうか、そういう形で放送がやはり違う、浜坂地域はそれほど頻繁に使ってないという状況がありますので、その経緯、経過については、やはり必ずしもそれを同じにすべきということにはなかなかならないんじゃないかと思います。ただ、さっき西日本豪雨の話をしましたけども、やはり昨年、避難勧告、避難指示をした中で対象者、避難すべき対象者のうちの0.5%しか避難しなかったということが平成最大の被害者を出したということにつながっておるように聞いておりますので、その自治会、地区のコミュニティーの中で、例えばモーターサイレンをすれば避難になったときに避難のスイッチがその住民になるということであれば、それは、その地域の必要性

としてそういうことはあるべきかなとは思っております。

先ほど戸別受信機の話が出たんですが、戸別受信機も昨今の機密性の高い住宅の構造からすると、配置すれば100%ということにはならない可能性が高いと思っておりますので、先ほど言いましたように、戸別受信機あるいはスマホの防災アプリ、それから屋外、Lアラート、さまざまな機器を多重化すると。最後に一番大事なのは、やはり自治会のコミュニティの減災力、やはりヒューマンウェア、そのまとまりというものが避難につながると思っておりますので、戸別受信機をできてない所に全てするということには、直接なかなか解決にはならないと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） できた後ですけれども、今まででしたら、浜坂は土曜日に一遍鳴らして、正常に動いているかどうかということをチェックされておるということで、行政放送の一部が流れとるということでありましたけれども、今回これが完成した暁には、そのチェックはどのような形で。先ほど温泉の中にもケーブルテレビで戸別のやつも聞こえるということで認識をさせてもらったんですけども、やっぱりそこら辺は、温泉は、だから別だということのようなんですけども、そのチェックのやり方は、温泉地域の分のチェックのやり方はどういうやり方をされるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 今1日にサイレンを鳴らしたりとか、それから浜坂地域であれば土曜日の放送でのチェックということがあって、やはり住民の皆様がそういったことになってきていただいているということがありますので、急にやり方を変えるということについてはなかなか、騒音という言い方は悪いですけど、そういったこともあるので、それらについては、現状のやり方を踏まえながら新たに考えていくというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっともう一遍確認させてもらいますけど、温泉の各戸に入ると戸別機には、この浜坂の役場からしゃべった言葉は伝わらんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 先ほど系統図でお示しましたように、一斉に流すことができます。これはJ-ALERTについても同じということでもあります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本日の会議を散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、6月26日水曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後4時26分散会
